

令和5年第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第14号

令和5年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月22日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和5年3月6日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和5年第1回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和5年3月6日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

2番 石 崎 保 彦	3番 鈴 木 崇 容
------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。三寒四温を繰り返し、少しずつ春めいてきたように感じられる今日この頃です。

本日、令和5年まんのう町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、3月13日以降はマスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることになりました。

また、特段の事情がない限り、令和5年5月8日から感染法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとなりました。しかしながら、今後とも、新しい生活様式の定着に向け、基本的な感染防止策への協力をお願いしたいと思います。

今定例会は新年度予算を審議する特に重要な議会であります。今定例会に上程いたしておりますのは議案39件、諮問1件、選挙1件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、議案関係について、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案25件、同法第244条の2の規定に基づく指定管理者の指定議案12件、農業委員会等に関

する法律第8条の規定に基づく同意議案1件、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づく同意議案1件、人権擁護委員法第6条の規定に基づく諮問案1件の提出があり、受理いたしました。

また、議会運営委員長より、会議規則第14条第3項の規定に基づく発委案1件の提出があり、受理いたしました。

次に、選挙関係について、町長より、まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会規約第5条第3項の規定に基づく補欠選挙の依頼がありました。

次に、議会に提出された報告関係については、建設経済常任委員長より、会議規則第94条第1項の規定による付託審査報告1件、組合議会関係については、中讃広域行政事務組合議会、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県広域水道企業団議会、香川県中部広域競艇事業組合議会において定例会が開催され、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算審議のほか、職員の定年等に関する条例の一部改正、職員の給与に関する条例の一部改正等の審議報告がありました。

また、監査委員より、地方自治法第235条の2に基づく令和4年11月分から本年1月分までの例月出納検査において、収支、基金出納状況、現金保管状況ともに適正に処理されているとの監査報告がありました。

次に、請願・陳情・要望書関係については、お手元の一覧表のとおり、12月定例会以降に2件の陳情があり、議会運営委員会で協議した結果、いずれも議長預かりとすることとなりました。

これら報告または提出のあった書類はタブレットのサイドブックス内にそれぞれ入れておりますので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、議会報告を終わります。

○白川正樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の3月定例会運営に関する報告を申し上げます。

3月3日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、執行部と議長同席の下、議会運営委員会の委員全員出席し、第1回定例会の運営について慎重に審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

お手元に配付されております議事日程第1号について御説明申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日から3月24日までの19日間といたします。

日程第4 施政方針

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第9 請願第1号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願 即決でお願いします。

日程第10 議案第1号 まんのう町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第11 議案第2号 まんのう町個人情報保護審議会条例の制定について 一括議題とし、総務常任委員会に付託

日程第12 議案第3号 まんのう町エピアみかどの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、日程第18 議案第9号 まんのう町塩入ふるさと研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの7議案を一括議題とし、付託一覧表のとおり所管の各委員会に付託

日程第19 議案第10号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例及びまんのう町仲南地区特定施設に関する基金条例の一部改正について 建設経済常任委員会に付託

日程第20 議案第11号 まんのう町福祉医療費助成条例の制定について 教育民生常任委員会に付託

日程第21 議案第12号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について 教育民生常任委員会に付託

日程第22 議案第13号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業） 教育民生常任委員会に付託

日程第23 議案第14号 工事請負変更契約の締結について（令和4年度まんのう町民文化ホール吊り天井改修工事（建築）） 教育民生常任委員会に付託

日程第24 議案第15号 エピアみかどの指定管理者の指定についてから、日程第35 議案第26号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定についてまでの12議案を一括議題とし、付託一覧表のとおり所管の各委員会に付託

日程第36 議案第27号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号 総務常任委員会に付託

日程第37 議案第28号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号 教育民生常任委員会に付託

日程第38 議案第29号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号 教育民生常任委員会に付託

日程第39 議案第30号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号 建設経済常任委員会に付託

日程第４０ 議案第３１号 令和５年度まんのう町一般会計予算（案） 総務常任委員会に付託

日程第４１ 議案第３２号 令和５年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案） 教育民生常任委員会に付託

日程第４２ 議案第３３号 令和５年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案） 教育民生常任委員会に付託

日程第４３ 議案第３４号 令和５年度まんのう町介護保険特別会計予算（案） 教育民生常任委員会に付託

日程第４４ 議案第３５号 令和５年度まんのう町下水道特別会計予算（案） 建設経済常任委員会に付託

日程第４５ 議案第３６号 令和５年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案） 建設経済常任委員会に付託

日程第４６ 議案第３７号 令和５年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案） 教育民生常任委員会に付託

日程第４７ 議案第３８号 まんのう町農業委員会委員の任命について 即決でお願いします。

日程第４８ 議案第３９号 まんのう町教育委員会委員の任命について 即決でお願いします。

日程第４９ 発委第１号 まんのう町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について 即決でお願いします。

日程第５０ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決でお願いします。

日程第５１ 選挙第１号 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の補欠選挙について

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

なお、一般質問は３月７日、８日の本会議にて行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、２番、石崎保彦君、３番、鈴木崇容君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○白川正樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの19日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は19日間と決しました。

日程第4 施政方針

○白川正樹議長 日程第4、施政方針を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本日ここに、令和5年第1回まんのう町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信の一端を述べるとともに、令和5年度当初予算における主要施策の概要について御説明申し上げ、議員並びに町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

初めに、社会経済情勢と国の動きについてでございます。

日本経済につきましては、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、民需中心に緩やかな持ち直しをしているものの、世界的な物価上昇下、円安方向への為替変動もあり、40年ぶりの高い物価上昇となっております。

こうした中、政府は人、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX（グリーン・トランスフォーメーション）、DX（デジタルトランスフォーメーション）の4本柱に投資を重点化し、課題解決と経済成長を同時に実現しようとしております。

また、少子化対策をはじめとする子ども政策を省庁横断で強力に推進するため、こども家庭庁を新たに設置するとともに、デジタル技術の活用等により、都市集中の是正を図りつつ、個人と社会全体の継続性のある幸福を意味するウェルビーイングの向上を目指しております。

こうした情勢変化に対応し、ポストコロナに向けた時代の変革期において、職員一人一人が固定観念を打ち破り、既存の施策・事業を大胆に見直しつつ、先進事例を現場に即した形で機動的に応用するなど、「人」と「環境」と「地域活力」が高い次元で調和するよう、果敢にチャレンジしていくことが肝要であると考えております。

次に、新型コロナワクチン接種につきましては、現在、関係機関の御協力の下、生後6か月以上の方を対象に従来のワクチン接種を、また、12歳以上の方を対象にオミクロン株対応のワクチン接種を実施しております。特例臨時接種に関する国の動向に注視し、引き続き、接種体制の整備に努めてまいります。

次に、町の財政状況と今後の見込みでございます。

令和３年度の一般会計決算額は、歳入総額が１２億４，９６７万７，０００円で、前年度に比べ１億７，０８０万３，０００円、１２．０％の大幅な減額となりました。

主な要因は、国庫支出金において、町民１人１０万円の給付事業である特別定額給付金事業費及び事務費補助金１億５，０６５万４，０００円の皆減、地方債においては、合併特例債において、高篠公民館整備事業債２億７，８５０万円の皆減などによるものでございます。

また、歳出総額は１億２，１１１万７，９６０円で、前年度に比べ１億５，５６万８，０００円、１２．３％の大幅な減額となりました。

主な要因は、歳入に連動して国庫補助事業においては特別定額給付金事業費１億５，０７０万７，０００円の皆減、普通建設事業においては高篠公民館整備事業３億４，１３１万６，０００円の皆減などによるものでございます。

決算収支につきましては、実質収支が４億４，５１９万７，０００円の黒字、単年度収支は２，２００万円の赤字となりましたが、実質単年度収支は財政調整基金を２億９，４９１万６，０００円積み立てたことなどから、２億７，２９１万６，０００円の黒字となっております。

財政の健全化を示す各指標につきましては、経常収支比率がコロナ関連臨時事業などの臨時的経費の増加により、前年度に比べて４．９ポイント下降し、実質公債費比率も元利償還金の増加があるものの、償還が終了した起債もあり、前年度に比べて０．４ポイント下降し、７．９％となりました。公債費負担比率は元利償還金が４，０００万円程度増加していることなどから、前年度に比べて０．２ポイント上昇しました。

令和５年度の町税収入の見通しは、４年度同様、新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰などの影響で、法人町民税の減収に加え個人町民税の減収も予測され、当面の間、その影響が続くことも想定しておかなければなりません。

さらに本町の地方交付税は、個別算定経費である合併特例債償還金の算入金額増加及び臨時財政対策債発行可能額の大幅な減額による臨時経済対策補填分が見込まれることから、令和５年度当初予算において、普通交付税は前年対比２億５，０００万円の増額とし、令和４年度決算見込みにより特別交付税は前年度同額としているものの、一般財源所要額の確保に影響することから、その備えとして一層の行財政運営のスリム化を図る必要がございます。

一方、歳出につきましては、四条公民館増築整備事業や仲南支所改修工事に係る普通建設事業費の増加、また、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加が避けられない現状に加え、今後、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫し、厳しい状況が続くものと思われます。

それでは、令和５年度当初予算の概要について御説明申し上げます。

令和５年度のまんのう町当初予算は一般会計と特別会計を合わせて総額１億７，４８８万６，０００円となっており、前年度当初予算総額と比較して２億２，６８０万円の減少、１．

3%の減となっております。

会計別に見てみますと、まず、一般会計では総額118億3,000万円であり、対前年度1億7,500万円の減少、1.5%の減となっております。

次に、特別会計は56億5,760万円で、前年度に比べて5,180万円の減少、0.9%の減であります。

当初予算の主要な増減を分析してみますと、一般会計は総額が前年度に比べて2億2,680万円の減少となりました。

主な理由として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る商品券発行事業が繰越予算として計上されたことにより、令和5年度当初予算から約1億2,000万円減額されたことが挙げられます。

また、公債費においても、過去に借入れを行った大規模事業の償還が完了したことなどにより、長期債償還元金が1億7,953万8,000円減少しております。

一方、満濃中学校等管理運営費や町道等維持管理費は継続事業となっております。

次に、特別会計は前年度に比べて5,180万円の減少となっております。

主な要因を会計別に見ますと、国民健康保険特別会計（事業勘定）では4,510万円、対前年度比2.0%の減少となっており、国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定内科）でも1,170万円、対前年度比14.7%の減少となっています。

また、後期高齢者医療特別会計は後期高齢者医療広域連合納付金が増加、介護保険特別会計では介護サービス給付費が減少となっており、下水道特別会計では施設整備工事費、農業集落排水特別会計では施設管理費がそれぞれ増加、浄化槽整備推進事業特別会計では施設の払下げに伴う施設管理費が減少となっております。

なお、国民健康保険、後期高齢者等の医療保険関係の特別会計は国の制度改正に左右されるものであり、その影響も大きいため、動向を注視していく必要がございます。

次に、公の施設の管理についてでございます。

エピアみかどほか11施設の指定管理期間が令和5年3月31日をもって終了いたします。このことから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、指定管理者を指定し、運営及び管理を行ってまいります。

次に、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進についてでございます。

この自治体DXは、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示され、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされております。

本町においては、令和4年度からDXを全庁的・横断的に推進するために、各課職員が

らなる「デジタル化推進プロジェクトチーム」を編成しました。令和５年度からは「デジタル推進室」を総務課内に設置し、マイナンバーカードの普及促進や自治体の行政手続のオンライン化等について本格的に取り組んでまいります。

それでは、令和５年度の主要な事業、施策の概要について、第２次まんのう町総合計画の基本目標・施策目標並びにまんのう町第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略の分野別施策に沿って御説明申し上げます。

まず、基本目標の一つ「自ら学び、支え合うまち」の政策目標の１「みんながいきいきと支え合って暮らせるため」における福祉の分野についてでございます。

児童福祉では、これまで中学生までの子供を対象に医療費を無料にする助成制度を実施していましたが、令和５年４月より対象年齢を１８歳までに引き上げます。

また、令和５年１月に子ども家庭総合支援拠点を福祉保険課に設置し、社会福祉士と保健師が子ども家庭の様々な相談を受けれるよう体制の整備を行いました。

(大西豊議員退席 午前１０時０１分)

そして、令和５年度は様々な福祉関連の計画策定が必要な年となります。

地域福祉では第２次まんのう町地域福祉計画を策定することとなっております。計画に当たっては、福祉分野の最上位計画として前計画への取組における現状や課題を踏まえ、地域住民の暮らしに関わる個々の地域生活課題への包括的な対応を地域づくりと併せて進めるとともに、少子高齢・人口減少などの福祉の領域を超えた地域全体が直面する大きな課題への対応や、持続可能な地域づくりと結びつけていく施策が重要と考えております。

高齢者福祉では、まんのう町高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画を策定することとなっております。計画の策定に当たりましては、高齢者の増加により依然として介護給付費の増加が続いていることから、介護保険料の改定について予断を許さない現状があると認識しております。高齢者が自分の家で自分らしく暮らせるために、共生と予防の施策が重要と考えております。

障害者福祉では、第７期障害福祉計画、第３期障害児福祉計画を策定することとなっております。計画に当たっては「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正が令和５年３月に告示される予定となっております。それに基づき、令和３年度に策定した第４期障害者福祉計画の基本理念であります「障害者の自立と社会参加を促進し、ノーマライゼーション社会を実現する」に向けて引き続き地域移行、地域生活の支援をどう進めていくかが重要と考えております。

(大西豊議員入室 午前１０時０３分)

(合田正夫議員退席 午前１０時０３分)

また、国民健康保険事業につきましては、まんのう町国民健康保険第４期特定健康診査実施計画、第３期保健事業実施計画を策定することとなっております。計画に当たりましては、高齢化の急速な進展と生活習慣病の増加により、医療費全体に占める生活習慣病の割合が５０％を超えていることから、生活習慣病の発症と重症化予防に向けた対策が重要

と考えております。

次に、予防重視の健康づくりの推進の観点から、自らの健康に関心を持ち、主体的な健康管理に取り組むことができるよう、特定健康診査やがん検診の実施により、病巣の早期発見や治療につなげ、罹患による重篤化の防止に努めます。

なお、歯科健診につきましては、従来40歳以上の5歳刻みの方に実施しておりましたが、令和5年度より30歳及び35歳の方へも対象を拡大し、若年層からの歯周病対策に取り組んでまいります。
(合田正夫議員入室 午前10時05分)

また、母子保健では、不妊症や不育症に係る治療費の助成及び出産・子育て応援給付金の支給により子育て世代を経済的に支援するとともに、産後鬱や新生児への虐待を防ぐため、産後ケア事業を一層充実させ、妊娠前から子育て期まで一貫した伴走型支援の実施により、子供が健やかに成長できるよう体制強化に努めてまいります。

次に、政策目標の2「豊かな学びと生きがいを育む」ための教育関係の取組についてでございます

まず、学校教育の施設関係でございます。

昨年度は待望の満濃南こども園の園舎が完成し、9月より新園舎でのお子さんのお預かりを始めたところでございます。このことによりまして、町内に6園ありますこども園の全てにおいて、一つの施設での教育・保育の実施が実現することになりました。これまでも増して異年齢交流がしやすくなり、子供たちのよりよい成長に寄与することと喜んでいますとともに、期待しているところでございます。

来年度におきましては、こども園内でのW i - F i環境が整ってまいりましたことから、I C Tを利用した幼児教育に取り組んでまいりたいと思っております。

このほか、駐車場が狭くて利用がしにくかった四条こども園につきまして、用地を確保し、駐車場を整備することとしております。

また、電気代の節約を目的として進めております学校施設の照明のL E D化につきましては、大規模改修工事に併せて実施するなど順次進めておりますが、来年度は高篠小学校及び高篠こども園を施工予定としております。

次に、教育内容の充実についてでございます。

近年、高校の入学試験でも採用されております英語のスピーキング力の向上のため、来年度よりオンライン英会話を中学校2年生と小学校6年生の英語科の授業に取り入れようと考えております。現在、小中学校に外国語指導助手、いわゆる「A L T」を配置しておりますが、生徒複数人に対して外国人1人の対応では、リスニング力は養えてもスピーキング力を養うことが難しい状況でございます。このため、生徒1人に外国人1人が対応するオンライン英会話を採用し、スピーキング力を向上させようとするものでございます。

また、小学校高学年において、教科担任制の導入に向けて、香川県教育委員会とも十分に協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、中学校の部活動についてでございます。

文部科学省が令和５年度から令和７年度までの３か年において、休日の部活動について地域移行を進めることを打ち出しております。教職員の働き方改革がその背景の一つにあります。本町におきましては、現在、満濃中学校の剣道部などに地域の方を部活動指導員として雇用している状況でございます。来年度以降、県教委の動向も注視しつつ、現在の形も含めて、どのような形の地域移行ができるのか検討してまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症の学校活動への影響についてでございます。

本年度は７月から１０月にかけての第７波において４８２名、１１月以降の第８波におきましては、２月末までに４７５名の児童生徒、園児及び教職員らのコロナウイルスの感染が確認されております。本町におきましては、一定の期間におきまして１クラスに複数名の感染が確認された場合に学級閉鎖または学年閉鎖の措置、あるいは、こども園でありますと登園自粛のお願いをすることにしております。このため、本年度におきましては２９回の学級閉鎖または学年閉鎖、１９回の登園自粛のお願いをいたしました。

来年度におきましては、５月８日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の「５類」に引き下げられることになっておりますが、引き続き、校内・園内での感染拡大防止には最大限努めてまいりたいと考えております。

次に、生涯学習施設についてでございます。

四条公民館は地域住民の生涯学習やコミュニティーの拠点、また、避難所になるなど防災拠点としても重要な役割を果たしており、現在は公民館と共に満濃農村環境改善センターも利用して公民館活動を行っています。しかしながら、満濃農村環境改善センターは老朽化が進み、改修には多くの費用を要することから、四条公民館の増築を行い、機能の充実を図り、地域の方と協議を重ねながら進めてまいります。

また、町内スポーツ活動発展のため、琴南体育館及び屋外施設の照明設備ＬＥＤ化工事を実施いたします。

次に、文化財についてでございますが、本町の「綾子踊」を含む国指定重要無形民俗文化財４１件が「風流踊」として令和４年１１月３０日にユネスコ無形文化遺産に登録されました。この登録を契機に「綾子踊」のさらなる保存継承・普及啓発を図るため、佐文綾子踊保存会と連携し、公開事業、看板整備等を実施いたします。

次に、政策目標の３「多様性を認め合う社会を築く」ための取組についてでございます。

人権尊重の社会の実現に向けては、様々な人権教育や人権啓発を推進するため、平成２８年に施行されました部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法の三つの法律により、引き続き、差別の解消に向けた取組を行ってまいります。

男女共同参画の推進では、誰もが自分らしく、社会の中で幸せに生きていくために、お互いの人権を尊重し合い、それぞれの多様な在り方を認め合うことが求められております。しかし、性別による差別や偏見、ＬＧＢＴＱを含む性的少数者者に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を行ってまいります。

次に、基本目標の２「農林商工・観光が息づくまち」の政策目標の４「しごとを創出す

る」取組についてでございます。

農業の振興につきましては、御承知のとおり、耕作放棄地や荒廃地、不作付地の発生や事前の防止対策が課題となっております。

また、農業用資材の高騰や主食用米の販売価格が低いことなどが農業経営者の大きな負担となっているほか、畜産農家においても、飼料価格の高騰により経営が圧迫されているところでございます。こうした課題に対し、これまで以上に土地利用型農業を支援する必要があるため、令和５年度から本格的に耕畜連携事業の推進にかじを取り、水田活用の直接支払交付金をフル活用できるよう、WCS用稲の作付に取り組む体制を整えてまいります。

さらに、農業委員会の農地利用の最適化業務をより効率的に実施するため、農業委員、農地利用最適化推進委員全員にタブレットを配布して、農地管理のデジタルトランスフォーメーション化を進めてまいります。

次に、これまで地域での話し合いにより「人・農地プラン」を作成・実行しておりますが、地域の農地をより具体的また適正に利用するために、農業に関する地域計画の策定に着手いたします。計画の策定に当たりましては、それぞれの地域の実情に応じて、認定農業者だけでなく、農業の担う多様な経営体にも参入していただき、実効性のある計画にしたいと考えております。担い手が不足する地域には新たな集落営農団体の設立を香川県、JA、町が一体となって後押しして、農業委員や推進委員も積極的に関わりながら推進してまいります。

（大西樹議員退席 午前１０時１６分）

また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の協定農用地面積の確保に努め、町内農地の荒廃の防止、保全に努めてまいります。

次に、土地改良事業につきましては、遊休農地、耕作放棄地の解消及び山間地など条件不利地域での農業生産基盤の整備はまんのう町にとって非常に重要な課題と捉えており、したがって、今後、農業を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、本町の重点事業としております県営中山間地域総合整備事業、農地耕作条件改善事業、単独県費補助土地改良事業、小規模ため池防災特別対策事業、集落営農推進生産基盤整備事業などを本町とまんのう町土地改良区が連携を図ることによって、適正かつ円滑に実施できるよう取り組んでまいります。

次に、森林・林業につきましては、本町の森林が総面積の約７割を占めていることから、水源涵養、国土保全など公益的機能を高度に発揮し、成熟しつつある森林資源を有効活用することにより森林の適正な管理を図り、林業の振興と手入れの行き届いた美しく安全な山林づくりを両立させるよう取り組んでまいります。

そのため、森林・林業の関係者による森林委員会を設置し、本町の森林管理についての基本的な方向性を取りまとめた森林基本計画を策定いたします。その中で森林の管理と整備においては、その担い手である森林組合を核とした森林整備体制の強化が欠かせないことから、本町の森林状況を的確に把握するため、森林資源調査と造林事業の推進計画、担

い手育成支援などについて、森林環境譲与税等の財源を有効に活用することを含め検討してまいります。

(大西樹議員入室 午前10時18分)

このほか、森の恵みを生かし、日常生活に緑を取り入れた地域づくりとして、新生児への木のおもちゃプレゼントや町内の森や自然、木使用に関する体験の機会の提供など、子育て・幼児教育・学校教育を通じた「木育事業」や「みどりの学校推進事業」などに取り組みます。

また、ヒマワリの種子生産につきましては、本年度もまんのうひまわり振興協議会を中心に、関係機関の協力を得ながら、一層の品質向上を目指して作付補助事業を実施し、昨年度とほぼ同じ約15ヘクタールの作付を計画いたしております。

次に、有害鳥獣被害対策に関しましては、引き続き、農地への害獣進入防止柵の設置について補助事業を実施するとともに、鳥獣駆除事業により補助金を交付して捕獲を促し、イノシシ等個体数の減少に努めてまいります。

次に、商工関係では、コロナ禍における原油価格・物価高騰等で厳しい経営状況にある町内事業者及び住民の生活を支援するため、プレミアム30%つきの商品券を発行し、事業者並びに住民の生活を支援してまいります。

次に、企業誘致に関しましては、産業の振興及び雇用の創出が図れるよう、企業誘致優遇制度を拡充いたしましたので、さらなる企業誘致の促進を図るとともに、企業用地についても調査研究を行ってまいります。

次に、移住・定住対策につきましては、若者住宅取得補助事業が年間約50件程度で推移しており、町外からの転入や町内からの転出を防ぎ、一定の効果があることから、引き続き進めてまいります。

あわせて、町産木材を使用し、新たに住宅等を建築しようとする者に対しての補助制度も行っており、地場産業の振興や森林保全の振興を行ってまいります。

また、大学等奨学金の返済に苦しんでいる若者を支援するため、新たにまんのう町定住者大学等奨学金返還支援補助事業を本年4月から実施し、移住・定住の促進を図ってまいります。

次に、ふるさと納税につきましては、令和4年度は8,000万円を超える寄附額となっており、大幅に増加をしております。今後もさらなる寄附金額の増加を図るため、返礼品の品目を充実させるとともに、広く情報発信を行ってまいります。

次に、基本目標の3「ゆったり暮らせるまち」の政策目標の5「快適な暮らしを支える」についてでございます。

ごみの適正な処理の推進として令和4年度より開始した数年来の懸案でありましたごみの祝日収集を本年度も引き続き行うことといたします。また、新たな取組として、独り暮らしの高齢者や障害を持たれる方などを対象としたごみの「ふれあい戸別収集」を、試験的にではありますが、新年度より開始し、車両などの設備が整い次第、本格稼働することとしております。これも快適な暮らしを支えるための業務の一つと考えて、期待しております。

ところでございます。

一方、近年では燃やせるごみが増加し、燃やせないごみ、資源ごみが減少傾向にあり、ごみ全体で見た1人当たりのごみ処理量が、徐々にではありますが、増加傾向にあることから、4R運動の啓発と推進を継続し、生ごみ処理機やコンポストの助成事業の活用などと併せて、ごみの減量化と再資源化に向けた取組を行ってまいります。

また、生活排水の適正な処理の推進といたしましては、水質保全の観点から、生活排水処理対策として、合併処理浄化槽整備への助成制度を引き続き実施いたします。

次に、地球温暖化防止対策の推進につきましては、地球温暖化の防止と資源保護の観点から、住宅用太陽光の発電システムに加え、一昨年より蓄電システムの導入助成制度を実施いたしましたところ、今年度は予算枠を全て消化する結果となりました。地球規模で見ますと微力ではありますが、本町としては新年度も引き続き導入助成制度を実施し、地球温暖化防止と限りのある資源の保護に向けた対策を推進いたします。

次に、防災・減災対策につきましては、令和4年5月に開催を予定しておりました土器川総合水防演習については、新型コロナウイルス感染症の状況により中止となりましたが、代替訓練として、令和4年6月にWeb会議システムを利用した情報伝達・警報訓練及び水防団の水防技術の維持・向上を目的として水防技術講習会を実施いたしました。

また、令和4年10月には、香川県との合同開催により、南海トラフを震源とする大規模地震の発生を想定した総合防災訓練を実施いたしました。引き続き、訓練等も実施しながら防災・減災対策を進めてまいります。

消防団活動といたしましては、令和4年度より消防団員の確保と活動の円滑化のため、仲南地区消防団の6分団に組織再編を行いました。令和4年度においては買田地区で第15分団屯所の建築中であり、順次、組織の再編に伴い、副分団ごとの老朽化した屯所を統合し、分団ごとの屯所整備を進めてまいります。

次に、政策目標の6「地域課題をみんなで解決する」についてでございます。

交通弱者対策としてあいあいタクシーや福祉タクシー券助成事業を行っておりますが、今後も皆様方の御意見をいただきながら、より効果的な事業の運営に努めてまいります。

また、令和5年度に地域公共交通計画を交通事業者や各種関係団体の代表者により協議会を設置し、持続可能な公共交通網の実現に向けた計画を策定する予定でございます。

交通安全対策につきましては、令和4年中の県内の交通死亡事故は32件発生し、35人が亡くなりました。死者数は2年連続で減少しており、統計開始以降で2番目の少なさとなりました。しかしながら、人口10万人当たりの死者数は3.72人で、全国ワースト4位と依然として厳しい状況にあります。昨年は町内で5人の方が交通事故で亡くなり、12月には死亡事故が連続して発生し、中讃地区に交通事故多発ブロック警報が発令されるなど厳しい年となりました。本年も引き続き交通安全意識の啓発と事故防止の取組を推進してまいります。

また、交通安全施策の一環として取り組んでおります高齢者免許返納制度につきまして

も、デマンドタクシーの1年間共通パス券助成を継続し、制度の利用者が増えるように周知、啓発を図ってまいります。

次に、琴南地区の地域振興として取り組んでおります島ヶ峰地区ソバ栽培体験事業及び川奥そば打ち道場は、都市と山村地域の交流を促進するため、川奥地区において平成14年度よりグリーンツーリズム事業の一環として実施いたしております。コロナ禍によりソバ栽培体験事業は令和2年度、令和3年度と中止になりましたが、令和4年度は参加者41名で実施され、また、9月には花見会も3年ぶりに盛大に開催されました。そば打ち道場につきましては、令和4年度は約243名の応募があり、着実に参加者が増加しております。令和4年度には開催より20周年を迎えるに当たり、記念式典及び指導者の方に功労表彰を行い、今後ますますの事業発展を期待できているものと考えております。

また、地元有志の方により設立された「島ヶ峰の原風景を守る会」は、国、県、町の補助事業を有効に活用し、島ヶ峰地区遊休農地の再整備事業に取り組んでおり、島ヶ峰地区のソバ栽培を中心に地域活性化のため、イベント事業、ボランティア活動を積極的に行っていると考えております。今後も島ヶ峰地区におけるグリーンツーリズム事業を中心とした都市と山村地域の交流や耕作地の拡大、そばのブランド化など、地域活性化を促進するための事業を継続的に取り組んでまいります。

次に、仲南地区につきましては、令和2年より3年間、新型コロナウイルスの影響で中止が続いております仲南地区町民バレーボール大会について、人々の行動や生活、様々な様式が変わってきているコロナ禍の中、住民の大会への参加意識に変化が生じてきているのではないかと、また、各自治会で選手集めや大会運営でお世話いただいております自治公民館長さん、体育主事さんの意見を確認するため、昨年、アンケートを実施いたしました。その結果、大会への参加意識が薄れていることに加え、コロナ禍以前から役員の方々の重荷になっていることが確認されました。このような結果を受け、また、ここ数年来の開催状況や参加チーム数などから、長年大会を支えていただいた方などとも協議し、議論を重ねた結果、昭和38年から60年間続いてきた伝統ある大会の継続を断念することといたしました。仲南地区の全国に誇れる伝統ある行事の幕を閉じることになりましたが、仲南支所、教育委員会、小学校、こども園、公民館、町民文化ホール及びサン・スポーツランド仲南が一体的に町民の集いの場として活用され、「教育の杜」としてさらなる教育、文化、スポーツの拠点として、地域の交流や地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上、令和5年度の予算編成の基本方針並びに町政運営について申し上げます。

結びになりますが、人類はこれまで幾たびも感染症の脅威にさらされ、時に世界的な流行に至るも、知恵と努力を結集し、闘ってまいりました。WHOによるパンデミック宣言から約3年、新型コロナウイルス感染症はいまだに予断を許さない状況であります。少しずつポストコロナの兆しも見えてまいりました。

この令和5年度、新たなステージに向けて、私といたしましては、引き続き全力で町政

運営に取り組み、何よりも町の活性化に向けて、できる限り多くの住民の方や町内の各分野で活動いただいている団体・組織の方々との協働によるまちづくりを推進し、「豊かな自然を生かし、みんなで創るまち」を基本理念とし、勇往邁進の気持ちを持って取り組む決意でございます。

結びになりましたが、議員各位をはじめ、町民の皆様の変わらぬ御理解と御支援をお願い申し上げまして、令和5年度の施政方針といたします。

○白川正樹議長 施政方針を終わります。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○白川正樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

○白川皆男教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月24日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員4名、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況と決算についての報告がありました。

内科診療所の診療状況については、新型コロナ第8波の影響により、11月、12月、1月の診療報酬、診療延べ人数ともに前年度より減少している。歯科診療所の診療状況についても、コロナ禍の影響で対前年同月を下回っているとの報告がありました。

委員より、内科診療所について、新型コロナウイルス感染症の影響で運営に変化はあったのか。また、琴南地区の人口減少は診療件数にどの程度影響があったのかとの質問があり、執行部より、内科診療所では新型コロナウイルス感染症対策で胃カメラ等の検査を控えている。また、先生の専門外の疾病の場合はほかの医療機関を紹介したり、近年は専門医での検査を推進している。なお、人口減少については診療件数に大きく影響していると推測するとの答弁がありました。

また、委員より、歯科診療所の経営状況について、現在と以前の体制との比較資料を報告してほしいとの意見がありました。

次に、住民生活課より、主要行事、戸籍・住基関係、環境関係について報告があり、1月末の高齢化率は37.73%、マイナンバーカードの普及率及び出張申請サポートの実

績について、ふれあい個別収集事業の高齢者宅ごみ出し支援を令和5年度から試験的に20件前後実施し、その後、収集範囲を拡大して、半年後には町内全域に広げる。対象件数は100件前後で、週1回の収集を予定していること等の報告がありました。

委員より、町民のマイナンバーカードの申請状況等について質疑があり、執行部より、6月30日から始まった第2弾のマイナポイント付与から申請件数が伸びている。また、健康保険証がマイナンバーカードに一本化になることとマイナポイントの申請期限が2月末となっていたことから、10月以降さらに数字が伸びている。毎週の夜間交付や休日交付をし、人員も増員して対応に当たっているとの答弁がありました。

委員より、住民生活課の窓口が混雑しているところを見かける。窓口対応についてどのような状況なのかとの質疑があり、執行部より、香川県のマイナポイントの申請期限が1月末となっていたため、1月中は大変混雑して来庁者の方に御迷惑をおかけした。2月に入って落ち着いてはきたが、まだまだ通常時よりは混雑しているとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、行事報告、地域包括支援センター等行事報告がありました。

令和5年4月より開始する子ども医療費助成制度の年齢拡大についての条例改正や予算措置について、寝具類洗濯サービスの利用要件などの変更についての報告がありました。

委員より、民生委員が活動しやすい環境にするため、町民に民生委員の活動を正しく理解してもらう啓発活動をしてはどうかとの意見があり、執行部より、民生委員の成り手不足解消などの目的で様々な取組をしているが、なかなか難航している。研究をしながら地道に進めたいとの答弁がありました。

また、委員より、介護予防サポーター研修を開催し、受講者の方に介護予防の普及啓発をお願いしてはどうかとの意見があり、執行部より、介護予防サポーター研修の受講者には、まず、認知症に関する知識を高めていただき、正しく認知症の方と接していただくサポートを考えているとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、事業等報告、中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、子育て支援事業について、ヘルパー利用実績がない理由は何か。また、ヘルパーを利用できる期間は出産予定日の6週間前から産後8週間までの短い期間しか利用できない。利用できる支援期間を拡大し、必要な方に必要な支援ができる制度にしてはどうかとの意見があり、執行部より、ヘルパー利用実績については、コロナ禍の影響もあるが、この支援事業よりほかの支援事業を利用の方が適切だったために利用がなかったものと考えている。支援期間の拡大については、今後、調査研究の上、検討したいとの答弁がありました。

また、委員より、食育を推進するためヘルスメイトを増やしてはどうか。学校など教育関係と連携して推進してはどうかとの意見があり、執行部より、ヘルスメイト養成については、コロナ禍の影響で養成講座を開催できていないが、近年、ヘルスメイトになられた方にフォローアップ研修を開催し、講習、情報共有や意見交換などを行った。また、食育

推進部会は栄養教諭を含む園や学校の先生方を構成員とし、教育関係と連携して食育の推進に努めている。なお、現在、野菜たっぷりレシピ集を作成中であり、５月頃には各家庭に配布を予定しているので、ぜひ手に取っていただき調理してみるなど、食育を身近に感じていただきたいと思っているとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、行事報告、２月１日現在の町内園児・児童・生徒数について、７月以降の学校関係者の新型コロナウイルス感染者の推移について報告がありました。７月以降の感染者数は９５６名で、学級閉鎖などの措置が３３件あったとの報告がありました。

委員より、まんのう町のヤングケアラーの支援について、スマホなどで相談できる窓口を設置するなど様々な角度から考えた、子供たちが相談しやすい環境の整備づくりを求める意見があり、執行部より、ヤングケアラーの調査を小学校と中学校で実施している。支援が必要な場合は、福祉保険課などと連携して支援したいとの答弁がありました。

また、委員より、教育支援機構である「たむ」、「いくむ」、「らいむ」の活動状況について報告を求める意見があり、執行部より、活動内容を整理し、報告できるものは報告したいとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんのう利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況について報告がありました。

また、町民文化ホール吊り天井改修工事進捗状況について、祓川公園便所新築工事図面についての報告がありました。

委員より、綾子踊が風流踊としてユネスコ登録され、「風流まいまいフェスタ」を企画しているが、広く、長く活動できるように考えてもらいたいとの意見があり、執行部より、「風流まいまいフェスタ」のほか、岐阜県郡上市でイベントが計画されており、綾子踊の参加も考えている。今後は広報活動に重点を置き、多方面に活動を展開していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、名勝満濃池保存活用計画の策定について、満濃池を町民の資産として生かせるように活用方法を考えてほしいとの意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第６ 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○白川正樹議長 日程第６、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。

○合田正夫建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る２月２７日、午前９時３０分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

まず、琴南高齢者婦人活動センター、神野地区町道橋梁修繕工事（出雲橋）、仲南地区町道生間買田線道路改良工事、仲南地区道の駅（空の夢もみの木パーク）をそれぞれ現地視察をしました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、地籍調査課より、令和３年度及び令和４年度調査地区工程検査、令和３年度調査地区地籍図・地籍簿成果閲覧、全国国土調査協会理事会についての報告がありました。

委員より、令和３年度調査地区地籍図・地籍簿成果閲覧について、１０２名中、閲覧された方が８６名、されていない方が１６名だが、閲覧されていない方はどうするのかとの質疑があり、執行部より、閲覧されていない方には閲覧資料を郵送し、返答がない方には再度電話にて連絡をするとの答弁がありました。

次に、農林課より、農業委員会定例会等の開催状況、農林振興関係の行事報告のほか、有害鳥獣捕獲頭数の報告、令和４年度木育関係実績の報告、満濃農村環境改善センター利用状況の報告がありました。

委員より、坂出市でイノシシの豚熱発生の報告があったが、町に発見通報はあったのかとの質疑があり、執行部より、町内で目立った外傷のない死亡野生イノシシの発見通報は今のところはないが、もしそのような個体を発見した場合は西部家畜保健衛生所に連絡し、検体を採取してもらう体制はできているとの答弁がありました。

委員より、香川県で小麦の新品種を開発したと聞くが、作付が可能となるのは今年度なのか、来年度なのかとの質疑があり、執行部より、小麦の新品種は「はるみづき」という品種名で、令和５年に品種登録を出願予定としており、登録後は直ちに生産体制に入るとされている。早ければ令和５年の秋作から作付になると思われるとの答弁がありました。

委員より、ＷＣＳについて、これからの作業計画はどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、ＷＣＳ用の稲は専用品種、従来の主力用米のどちらも可能で、昨年度から町内の作付農家を募集したところ、当初目標の２０ヘクタールを大きく上回り、倍以上の４６ヘクタール申請があった。刈取りには専用の刈取機が必要なため、専門の刈取り業者に委託をしなければならず、現在、目標以上の申込みがあったことから、複数の刈取り事業者に依頼をかけており、中讃農業改良普及センターや畜産農家にも協力していただいている。今後は町内作付農家と作付計画について協議する予定としての答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、主なため池の２月１日現在の

貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などについての報告がありました。

委員より、土地改良事業関係進捗状況の資料に事業実施地区が分かるように、ため池工事には地区名を記載してほしいとの意見があり、執行部より、次回からは地区名も記載するとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、若者住宅取得及び地域木材利用住宅等補助事業、ひまわり推進事業、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）事業、ふるさと納税事業、商工事業、移住・定住事業、企業誘致推進事業の報告と大学等奨学金返還支援事業について説明がありました。

委員より、令和４年度プレミアム率５０％つき商品券は住民の方から高評価だったと聞いている。令和５年度も物価の高騰など全ての価格が高騰していることから、引き続き、プレミアム率５０％つき商品券の要望があったが、どのような計画を立てているのかとの質疑があり、執行部より、令和４年度の交付金を有効活用し、予算の範囲内の事業を計画していることから、令和５年度はプレミアム率３０％つきの商品券を考えているとの答弁がありました。

委員より、空き家等登録者の推移において、地区ごとの登録数の状況等について質疑があり、執行部より、６２件の登録があり、町内全域に平均的に点在しているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第７ 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○白川正樹議長 日程第７、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る２月２８日、午前９時３０分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、総務課より、１１月以降の事業報告、火災発生状況、救急出動状況、交通事故発生状況、高齢者免許返納者状況などの報告と、４月９日執行予定の香川県議会議員選挙

の際に、琴南支所に期日前投票所を1日間開設することを予定していること、今回は試験的な開設のため、改善をしながら投票環境の整備に努めることの説明がありました。

委員より、期日前投票所の開設はなぜ1日間だけなのかとの質疑があり、執行部より、今回は投票環境の改善策として試験的な開設を考えている。期日前投票所を支所に開設することの1番の障害は投票者の名簿照合であり、従来からのシステムを利用した確認方法にするにはシステムの構築が必要になり、費用もかかってくる。今回の県議選では、名簿対照方式で本庁と電話連絡での確認方法を予定している。今後は今回の検証結果を基に環境整備に努めたいとの答弁がありました。

また、委員より、死亡事故現場点検を実施したことについて、今後どのような対策をするのかとの質疑があり、執行部より、警察などの関係者と現場協議し、路面表示、ガードレールの設置を実施するとの答弁がありました。

委員より、災害時など緊急時に町執行部の三役が当庁できないことになった場合の指揮命令などの体制について質疑があり、執行部より、Web会議などの利用を検討し、危機管理上問題のない体制を構築するとの答弁がありました。

委員より、令和5年度の新規採用職員について質疑があり、執行部より、令和5年度の新規採用者は一般行政職（大学卒）3名、一般行政職（経験者枠）2名、一般行政職（高校卒程度）1名、保育教諭（短大卒程度）3名、保育教諭（経験者枠）1名の計10名の採用予定としているとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、中讃広域行政事務組合での企画協議会について、定住自立圏形成について、出資法人関係では指定管理者審議会について説明がありました。交通安全対策では、あいあいタクシー事業実績、福祉タクシー実施状況の説明、人権推進室では、人権啓発事業、男女共同参画推進事業、長尾会館運営状況の説明、また、運送事業者支援給付金の実績について等の説明がありました。

委員より、まんのう町ではパートナーシップ宣誓制度を導入しているが、ファミリーシップ宣誓制度の導入についても調査、研究を求める意見があり、執行部より、令和5年度にLGBTQの講演会やリーフレットの作成を検討している。今後、LGBTQなどの取組と併せて、ファミリーシップ宣誓制度についても検討したいとの答弁がありました。

委員より、指定管理者審議会での審査の基となる資料と審議時間について質疑があり、執行部より、候補者側から提出された選定理由書や5年間の計画書を基に審査している。審議時間については、2回開催された審議会ともに3時間ほどの時間を要しているとの答弁がありました。

委員より、審議会の審査項目の内容等について質疑があり、執行部より、事業展開や管理運営などの項目があり、多角的に審査している。審議会で使用した審査票を資料として追加提示するとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和4年度町税等調定収納状況、新型コロナウイルス関連町税等特例軽減状況、スマートフォン決済の利用件数についての報告がありました。

委員より、今年の確定申告の受付状況について質疑があり、執行部より、スマートフォンを使用した申告が増えていることが影響しているのか、昨年度より申告者は減少しているとの答弁がありました。

また、委員より、納税手段としてスマートフォン決済を導入したが、導入後の利用状況についてどのように捉えているのか。また、スマートフォン決済の周知はどのようにしているのかとの質疑があり、執行部より、5月の固定資産税や軽自動車税の納入の際には、想定より多くの利用があったと感じている。周知については、広報誌に掲載と郵送でお送りした納付書にも記載しているとの答弁がありました。

次に、会計室より、通常の会計経理事務についてと、前回の所管事務調査以後の例月出納検査の監査結果について、適正に処理できていると監査委員より報告があった旨の報告がありました。

次に、琴南支所より、11月から1月の事業報告、琴南農改センター・琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

また、琴南地区グリーンツーリズム事業について、コロナ禍により2年間中止していた島ヶ峰地区ソバ栽培を3年ぶりに実施した。町内外から41名の応募があり、11月27日には収穫祭が行われ、大盛況だった。なお、収穫祭と同日に川奥そば打ち道場20周年の節目の会を開催し、長きにわたり指導者として御尽力された高尾御夫妻に町長より功労表彰と記念品を贈呈した。川奥そば打ち道場は今年度も予約でいっぱいの状況が続いており、開催回数25回、243名の申込みの状況となっているとの報告がありました。

次に、仲南支所より、事務事業報告、窓口業務受付件数、町マイクロバス運行実績について報告がありました。

また、コロナ禍により、令和2年度から3年間中止となっている仲南地区町民バレーボール大会の開催について、地元自治公民館長や大会関係者等と協議した結果、住民の大会参加への意識が薄れていること、地元役員や大会役員の負担が重荷になっていることなどの理由により、令和5年度から大会を開催しないことの報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 スマートフォン決済のことについて委員長にお伺いしたいと思います。

委員のほうから質疑があり、スマートフォン決済を導入した後の利用状況、そして、スマートフォン決済の周知をどのようにしているのかとの質疑に対して、執行部は、固定資産税や軽自動車税の導入の際には想定より多くの利用があったと感じている。周知に関し

ては広報誌への掲載、また、郵便でお送りした納付書と書いておられます。周知に関しては非常によく分かるんですが、利用状況に関して多くの利用があったと感じているというのは何かふんわりとしたお答えですけど、これに関してデータや数値などはありませんでしたか。

○**白川正樹議長** 総務常任委員長、松下一美君。

○**松下一美総務常任委員長** ただいまの質問でありますけど、そこまでの詳しい状況はいただいておりますので、今後、資料を頂いて、また報告したいと思いますので、よろしくお願いします。

○**白川正樹議長** ほかに質疑はありませんか。

鈴木崇容君。

○**鈴木崇容議員** 今、質問したことに関しての答えが分からないのですが、そのあたりのしっかりとしたお答えをいただきたいと思います。

○**白川正樹議長** 松下一美君、もう一度、お願いいたします。

○**松下一美総務常任委員長** 詳しく調べて、後で報告させていただきます。

○**白川正樹議長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白川正樹議長** これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 8 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○**白川正樹議長** 日程第 8、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

この報告は、昨年 の 1 2 月定例会において建設経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査になっておりました、請願第 1 号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願の審査結果の報告を求めるものです。

それでは、本件について建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。

○**合田正夫建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る 1 月 3 1 日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、さきの 1 2 月定例会本会議において継続審査となっておりました、請願第 1 号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願についてであります。

初めに、事務局より県下の議会の取扱い状況について説明がありました。

次に、委員に請願第 1 号について意見等を求めたところ、委員より、農業団体の方と話をしたところ、県が条例化までする必要はないのではないかという意見があり、総合的に判断すると、今は請願を採択する必要はないと考えているとの意見がありました。

また、委員より、香川県や香川県議会議員の方に確認すると、県は条例の制定をしなく

ても現状の要領等で十分運用できるとのことで、他の委員と同様に意見書の提出を求める請願を取り上げる必要はないと考えているとの意見がありました。

また、委員より、種子を守ることについて賛成するところはあるが、条例の制定化を求めることには検討の余地があるとの意見がありました。

また、委員より、農家の人のために種子条例が必要であれば賛成するが、2018年に必要がないから国の種子法が廃止されたと理解しているとの意見がありました。

次に、討論を行いました。討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

請願第1号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願、全会一致で不採択とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第9 請願第1号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願

○白川正樹議長 日程第9、請願第1号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

これより、討論に入ります。

委員長の報告は不採択ですので、討論の順番は、まず、この請願に対する賛成討論から行います。賛成討論はありませんか。

2番、石崎保彦君。

○石崎保彦議員 2番、石崎です。ただいま議長より許可をいただきましたので、私は種子条例の制定を求める請願に賛成の立場で表明し、討論に参加いたします。

討論に先立ちまして、本件につき付託案件として御審議されました建設経済常任委員会の皆様が導かれた結論につきましては、その過程と結果につき敬意を表し、尊重の気持ちを申し上げます。

私は、本件につきましては、請願の受付時から種子法の成立趣旨、変遷、廃止に至る経緯とその影響と効果の検証を試みました。もし相違点があれば御指摘いただければありがたいです。

種子法等に絡む分野は多岐にわたり、相互に関連性が強く、明確に区分し難いものがあります。この場では条例制定を県に求める意見書に賛成することに至った私の根拠を３点に絞って申し上げます。

種子法はこれまで日本の農業収量の維持や増加、また、安定品質の維持に貢献してまいりましたが、公的資金の投入に守られており、企業経営として常に採算性重視を迫られる民間企業の参入を阻む一面があり、民間企業との正当な競争関係ではなかったと言えます。安定した種子の提供を損なわないよう、都道府県による種子開発や供給体制は残しながら、民間企業と連携してより効率的な種子の生産体制構築が進むことを目指す環境づくりが種子法廃止に至った建前と考えます。

しかし、廃止局面において、面白いことに、種子法廃止賛成論者各氏においても、「制度的には種子法廃止でも、自治体等の条例でこれまでと同様の枠組みが確保されれば農家にとって条件は変わらない」との発言があった事実に接しました。これは自治体における条例制定をむしろ奨励する言葉であります。これが県に条例制定を求める意見書に賛成する私の根拠の１点目であります。

次に、種子法により種子の安定供給や新品種の開発を義務化されていた都道府県ですが、種子法廃止によりその義務がなくなること、種子法を根拠に一般財源として地方交付税に上乗せ支給されてきた財源は将来にわたり確保されるのでしょうか。地方交付税に含まれているはずの種子にかかる予算、これは都道府県の種子開発・供給流通における価値観、あるいは年度ごとの予算編成の都合により、今後、減額される事態も想定されます。従来のようなきめ細かな種子行政が損なわれる危険性も懸念されます。

政府の国会答弁では、都道府県は今後も品種開発と種子生産に引き続き取り組む意向を示しているとのことですが、育種技術の改良や開発、遺伝資源の収集や保存と開発、マイナーな作物品種の育成等、これらは公的農業研究開発機関が担っており、その継続には予算の裏づけが重要です。条例制定はこれを担保し、将来にわたり生産者の事業継続及び消費者の食の安全を守ることになります。これが根拠の２点目です。

また、皆様も想像がつくと思いますが、種子の開発は民間企業には難易度が高く、かつ、品種によっては経済合理性の低い分野もあります。このことは先行性と財務基盤の優勢な特定数社の寡占状態を生み、種子の価格設定をこの数社が握る状況を生みます。資材価格が上昇するという点も懸念されます。価格や性質の違う種子が混在した中で、種子の購入判断は農業者の経営判断に任せるとの政府発言ですが、これは非常に難しい判断となります。３１の道府県が要綱要領から条例に格上げする種子条例制定の動きは、種子法という公的種子存続の根拠法に代わり、主要農作物の種子生産には行政が責任を持つ、この点を担保するものであると思います。種子法を精神を引き継ぐ条例制定により、将来においても安定かつ廉価な種子の開発と供給が必要と考えます。これが３点目です。

政府は種子の品質基準は、既に種子法に代わって種子の一般法である改正種苗法に基づく基準に移し替えられており、今後も種子の安定生産や供給はある程度守られ、懸念がな

いこと、また、種子法廃止後も各都道府県では必要な種子供給業務を行っており、これに要する財政需要についても引き続き地方交付税が措置されており、今後も行政が日本の農業を守ると言っておりますが、種苗法は基本的に種苗の開発者の知的財産権を守るための法律であり、例えば自家増殖禁止品種は当初の８品種から現在約３００種に急拡大しております。農業競争力強化支援法は都道府県や独立行政法人の試験研究機関が持つ種子生産の知見を民間企業に提供することの促進を趣旨としております。国や県が担ってきた役割をこれまで以上に民間に託す姿勢がうかがえ、種子の公共性が失われて、自家採取や特産品の生産ができなくなる危惧や原種のゲノム編集が行われ、特許権の侵害等の発生懸念もあります。

種子法の廃止により、参入しやすくなった民間企業が世界と競争する力を持てば、グローバル化が推し進められる期待が高まるというメリットの半面、より大きな力を持つ多国籍企業の参入ハードルを下げることになり、特に生産意欲の弱い農作物においては、国が種子を支えなくなることで、その大半が海外生産の遺伝子組み換え農作物や一代限りのＦ１種となる懸念があります。

種苗店やホームセンターに並べられた野菜の種はほぼ外国産で、１代交配種のＦ１と言われるものが大半です。これを育ててその種を採ってまいても前年のようには実りません。種子ビジネス企業から見ると莫大な開発費用の回収目的があり、農家から見れば、自家採取できないので毎年購入が必要となります。種子ビジネスに乗り出しているのは化学企業が中心で、農薬と化学肥料のセットで販売し、契約によっては作り方の指定もあります。その結果、価格は企業が決めることとなります。これまで種子法によって守られてきた公共の品種がなくなれば、公共品種より高い民間の種子を使わねばならない農産物の値段はおのずと上がります。

本日に焦点を合わせたかのように、２月２２日の中日新聞に、まさにこのＦ１種、無精子米のトップランナーであった「みつひかり」の種もみが、メーカーの交配不良により今年は種子販売業者に出荷できないと販売元の三井化学アグロから書面通告されました。同時に、農水省農産局穀物課が「みつひかり（Ｆ１種）」の交配不良による種子純度不足に係る農産物検査の対応についての文書を発信し、令和５年度産用については「みつひかり」の銘柄で販売できる種子は供給できない旨を伝えています。

「みつひかり」は稲穂を１８センチから２０センチと大きくし、収量増加を図ったＦ１種で、「みつひかり２００３」は一反当たりの収量が６０キロ換算で１２から１３俵、コシヒカリの食味を追求した「みつひかり２００５」も１１俵から１２俵の収穫があるそうです。牛井の吉野家さんが使用している銘柄で有名です。半面、種子代は通常の奨励品種の１０倍ほどで、肥料の使用量も多いとのこと。

ちなみに、現在、全国で１，４００ヘクタール栽培されており、その３割を占める岐阜県の農家は、今回の事態を受け困惑しております。これはまさに典型的な種子法廃止が招いたデメリットの一例なのではないでしょうか。

これら種子法廃止に至る一連の出発点はＴＰＰにあるのは間違いないと思います。日本の多様な品種を守ってきた種子法は、ＴＰＰにおいては自由な競争を阻害する大きな障害物となったのでしょう。

これに対して県レベルで対抗しようと条例制定を行う動きが出てきました。２０１８年４月の種子法廃止と同時に兵庫、新潟が知事提案、埼玉が議員提案で条例制定し、昨年２０２２年４月時点で条例制定道府県は３１に上り、市民グループや町村議会において条例制定を働きかけ中の県は６県あり、香川県もこの中に含まれています。

一般財団法人地方自治研究機構がまとめた昨年９月１３日時点の各道府県の条例内容に目を通しましたが、知事提案が２１道府県、議員提案が１０県、制定時期は平成３０年に４県、３１年と令和元年に７道府県、２年に１２県、３年に５県、４年に３県となっております。制定時期が後になるほど、先行条例を参考にして、より各生産地に合わせたきめ細かな内容の制定がうかがえます。中でも令和元年７月１６日公布の長野県条例は１５条から構成され、種子の生産・流通・管理・伝承と保存にわたり、感動すら覚える内容でした。

このように各道府県では、その大半において条例の制定が行われています。これは廃止された種子法の精神を引き継ぎ、優良種子の開発と安定供給を県独自で行おうとする意思であり、そのことが地元の農業生産者の安心と事業の継続を守るとともに、市場の安定した成長を図るのではないのでしょうか。

農水省は種子法廃止後の都道府県の役割について、都道府県に一律の制度を義務づけていた種子法及び関連通知は廃止したものの、都道府県がこれまで実施してきた稲、麦類及び大豆の種子に関する業務を取りやめるものではないと農林水産事務次官通知を行ってはいます。

また、条例制定のいかんについて県に問い合わせても、「今までどおり何も変わらないので心配ない」との御回答です。この言葉には信頼を寄せるものですが、これに任せっきりにはせず、我々自身がこの種や育苗・採種についてどういう変遷が行われてきて、どこへ向かっているのか、どういう効果が出てくるのかを考えねばならないと思います。なぜなら種子なくして食物は生産できません。種子が消えれば食べ物が消え、そして我々も消えます。人類の遺産である種子は守り引き継がねばなりません。

今回、私が意見聴取した当町内外の農業に従事している何名かの皆様において、種子法廃止とこれに関連する諸問題についての誤解と無関心が混在しておりました。しかし、これは様々な農業従事者のみならず、住民の肉体の源となる食物に関する大切な問題としてしっかり考えていかなければならないことを今回の一連の調査を通して痛感いたしました。

以上の観点から、私は「種子条例の制定を県に求める意見書」に賛成であります。長々と発言のお時間をいただきありがとうございました。終わります。

○白川正樹議長 次に、反対討論の発言を許します。

１５番、川原茂行君。

○川原茂行議員 この件につきましては、戦後まもなく国民の食料保障は国の責務だとして主要農産物である米、麦、大豆の優良な種子の生産とそれらの普及を都道府県に義務づけたことがあるわけです。しかしながら、産業のグローバル化や規制改革推進の流れの中では、民間企業にもお願いしなきゃいけないということで、品種開発意欲を阻害しているとの指摘を受け、２０１８年に廃止となった経緯がございます。

そこで、香川県主要農作物採種事業実施要領及び香川県主要農作物採種事業実施細則、これらの改正によりまして、廃案前と変わらぬ優良な品種の安定的供給体制の構築ができておるわけであります。

まんのう町を考えてみますと、公簿上、水田が２，０００ヘクタール、畑地が５００ヘクタール、認定農業者が１００名弱、農業に従事する戸数が２，０００戸以上ございます。それらの方々にいろんな立場からお聞きいたしますと、過去の廃案の事情をよく知っております。そういう中で、特に認定農業者のこれからまんのうを担う意欲のある若い方が、そういうものを認定農業者がこれからの夢を持つまんのう町の農業を阻害するようなことをやっちゃいけないと、こういう意見を相当数、私は耳にいたしております。そういう観点から、この提出原案に対しまして、私は反対をいたします。

○白川正樹議長 賛成討論はありませんか。

６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 石崎議員の調査した報告は大変見事なものでありまして、この内容を事前に聞いておれば、いろいろ変わったんじゃないかと、今後のために申し上げます。

○白川正樹議長 竹林議員、討論をお願いをいたします。賛成討論をお願いします。

○竹林昌秀議員 反対を言うんですけど。

〔「だったら後じゃが」と呼ぶ者あり〕

○竹林昌秀議員 じゃあ次に。

○白川正樹議長 賛成討論。

１番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 １番、真鍋泰二郎でございます。私は「種子条例の制定を求める意見書」提出の請願に賛成の立場で討論に参加いたします。

まず、先ほどの種子法の成立、廃止以降の流れや全国的な動きを基にした石崎議員の賛成討論がございましたが、私もこの意見には賛同いたします。その上で、私は我が国が種子を大切にしてきた歴史・文化を基に意見を述べさせていただきます。

我が国は古来より稲作を中心とした生活・文化を形成してまいりました。その過程で生まれた五穀豊穡を祈る儀式や米粒一つでも大切にするという考え方が現在でも残っております。

また、我が国は古来より、豊葦原の瑞穂の国と呼ばれております。豊かにアシが茂り、みずみずしい稲穂が豊かに実る、それが我が国の原風景であり、その根源となるものが種子なのです。

そして、日本最古の歴史書である「日本書紀」をひもときますと、五穀の種子は神の体から生まれた尊いものであり、種子そのものを神聖視し、信仰の対象としていたことがうかがえる記述があります。この記述から1,300年ほど前の奈良時代の人々が種子をどれほど大切にしてきたかということが分かります。そうした先人たちが守り伝えてきた種子をさらに後世へ守り続けることはとても大切なことであると考えます。

今回、種子法廃止による様々な懸念・不安があることから、「種子を守る会 香川」より本請願が提出されました。

種子法の廃止以降、香川県においては「主要農作物採種事業実施要領」等を改正し、廃止前と同様に、優良な種子が適正な価格で安定的に供給がされております。この点において、香川県の取組に対し感謝と敬意を表する次第です。

こういった現状に対し、私は二つの考え方があると思います。まず一つ目は、要領により適切な対応が図られていることから、殊さら条例を制定する必要はないという考え方、二つ目は、いま一步踏み込んで条例を制定し、もう一段階上の強いお墨つきを与え、生産者に安心を、消費者に安全を担保するという考え方、今回の争点はここではないでしょうか。

先ほどの委員長報告の中で、「県は条例の制定をしなくても現状の要領等で十分運用できるとのこと」であるとの意見がありました。つまり、県としては現在の取組内容自体に問題はないという考えであるということです。取組内容に問題がないのであれば、先ほど私がお示しした後者の考え方に立ち、条例制定の方向に動いてほしいのです。これが私の願うところであります。

本請願は建設経済常任委員会に付託されておりましたので、委員の皆様の不採択という決議を尊重するべきところではありますが、以上のことから、私は本請願に賛成するものであります。

議員の皆様には、我が国の歴史・文化を守るという観点からも、御理解、御支持賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○白川正樹議長 反対討論はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 この種子法の提案の打ち出された観点は非常に重大なものだと私は受け止めております。しかし、現在、私どもに説明された内容からすると、委員長報告のとおり以外の結論はないんだろうと思います。県の当局がそう言い、私も県庁の中へ行って幹部と話してまいりました。農水省の見解も種苗法でやれるということでありました。それに立ち向かうとしたらよほどの根拠が要るということでありました。

私が種苗に関して経験していることを申し上げます。愛媛県が開発したかんきつが中国で大きな産地になってると。外国の視察団を受け入れたら、枝切って持って行かれて、接ぎ木でいきますから、それで愛媛県は外国からの農業視察を断ってると。

それから、アルストロメリアを生産団地にしようと、1個のハウスが3,000万円か

ら6, 000万円の投資した時代に私は産直市でアルストロメリアの花を売って、日銀へ持っていったり、県庁の中へ配ったり、売り歩きよったんですね。それは種苗会社から3, 000種類ぐらいある苗のどれかの5年間の苗の借り賃を払って、5年たった株捨てないかんのですね。その負担が大きいから、町の地域振興資金から苗代を補填してました。そして、これは種苗会社が農家を搾取してる構図だと。白人社会が東南アジアのプランテーション農業で原材料を調達してもらうけてたのと同じ構図があるように思っていました。これを農家の生産者を守るという方法が要るんだろうか。

もう一つ、ユリの生産者がいて、ユリは花が下向くんですけど、上向くユリを開発して、3種類よく売れてました。その人から相談を受けたのが、竹林さん、あんた法律知つとるちゅうが、これ、種物屋が売ってくれと言うんじやが、どないしようかと言われて、私に知恵も見識もなく、種苗法のお勉強もなかった。種を開発する農家というのはうちの町ぐらいでも起きるわけです。こうした人たちの権利義務をどう守るのかという研究が要ります。あまりにも今の提案の丸亀の提案理由とか、熊本県のを見せていただくと、中身がなさ過ぎて到底賛成できない。

そこで、私は考えた。当面は否決は仕方がないが、常任委員長には継続研究することを同意していただいて、私どもの農家が成り立つような種苗法の在り方の我が町の条例をつくろうではありませんか。我が町の条文ができたら、県に請願すればいいじゃないか。具体策なくて、種苗法の中身の理解が違ってる者同士が書類を集めた請願を出したって仕方がない。県議会の先生方もそれに賛成しているとしたら、相手は強力ですよ。既存の制度、仕組みに立ち向かうというには、それだけの入念な調査と権限が要る。署名集めてちょっとウクライナ戦争反対みたいなことをやっていい問題ではない、私はこんなに思います。

例規、法令に対する賛成、反対というのは権利義務の体系への姿勢であって、調査研究をおろそかにしてはならない。現時点ではいかんともしいが、請願を不採択にせないかんけども、継続的な本町の農業立町を志す我が町の方角性を述べて、今後の研究課題を提案しておきたい。石崎議員の調査研究に敬服申し上げます。あなたの発表があれば、もう少し違った委員長報告になった可能性は高い。議会が調査研究する能力を今や発揮しておく。これを住民の皆様に御理解を願っておきたいと思います。以上です。

○白川正樹議長 賛成討論はありませんか。

4番、常包恵君。

○常包恵議員 4番、常包であります。議長の許可をいただきましたので、私は種子条例の制定を求める請願に賛成の立場で討論を行いたいと思います。ちょっと花粉症の関係で聞き取りにくい点があるかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

それで、タブレットの私の議員フォルダの中に、議員フォルダの私の欄のところに4点ほど資料を入れております。ぜひ御参照いただきながら、議員の皆様には御判断いただきたいと思っています。

それと、まず最初にお伝えいたしたいことは、この請願を与党対野党といったような政

治的な対決的なものと考えていただきたくはないんです。請願の内容が賛成か反対なのかということで御審議、御判断をいただきたいと思っています。

請願の趣旨に賛成し、香川県に条例を制定してほしいという意見書は、3月1日、善通寺市が請願を採択いたしましたので、県内8市9町のうち3市5町、中讃地区ではまんのう町以外の全ての市町、坂出市、丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、綾川町、宇多津町で提出することとなっております。

また、全国的に見ましても、種子法が廃止されて約5年、法律に代わるものが必要として、既に31の県、7割弱で条例が制定をされております。先ほど石崎議員からもお話がありました。お隣の徳島県や愛媛県でも条例化がされております。徳島県の条例と先ほどの全国の制定状況については、先ほどの資料としてタブレットの中に入れております。したがって、条例化をしてほしい、するほうがよいということのほうが全国的に見れば大勢といたしますか、流れといたしますか、そういう方向であるというふうに言えるのではないのでしょうか。

次に、請願者がよく分からない、町内の農家がないというような声もお聞きいたしました。そのことにつきましては、この請願の紹介者が私1人で議会に提出してしまった件で、皆様方に配慮に欠けていた、準備不足であったということは大変反省いたしております。建設経済常任委員会の皆さんをはじめ、議員の皆様に変な御迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。

私は請願の紹介議員のお話を受けた際に、丸亀市では9月議会に全会一致で採択された。多度津町でも採択されたとお聞きいたしました。まんのう町議会でまさかこのような委員会で不採択になるとは思ってもおりませんでしたので、大変失礼な対応になったことを改めておわびいたします。

先ほどは石崎議員や真鍋議員からそれぞれ生産者であったり消費者という立場で討論がありました。私の不十分な点を補足いただいたものと思っております。ありがとうございました。

そして、請願者の種を守る会香川も会員であります日本の種子を守る会は、会長は萬代さんというJAしまねの前の相談役さん、JA常陸の秋山副会長さんが副会長を担っております。常任幹事にはJAの組合長さんや代表理事が4名もおいでです。生産者、消費者、大学教授など、生産者、消費者の立場を超えてつくられた組織のようであります。

このように生産者、JAの方が中心になって条例化を求める運動を進めている地域もたくさんあるようです。タブレットの中に長野県JA木曽の広報誌2019年ですけど、その広報誌を一部抜粋して載せております。また、JA鳥取の方が県に申入れをした、このような記事も載せておりますので、御参照いただけたらと思います。

また、これまでの委員会審査、そして、先ほどの反対討論を聞いていて残念なことがあります。一つは、今ある香川県の要領を香川県が条例化をした際のデメリット、条例化をすればこんな不都合がある、そういうことが具体的にならなかった、されなかったという

ことであります。私はデメリットはなく、いろいろな方の不安が少しでも解消できるメリットしかないのではないかと、このように感じているところです。ですから、私は今の要領を条例化してほしい、条例化に格上げしてほしい、そういうだけなんです。法律が廃止されて以降、香川県では要領を改正し、県が今まで取り組んできたことを定めております。これまでの香川県の努力に敬意と感謝を申し上げますのですが、香川県も厳しい財政状況にあるとお聞きいたしております。この種子の事業に係る職員であつたり予算が削減される不安があります。先ほど石崎議員からも御指摘がありました。条例と要領では重みと違いますか、位置づけが全然違います。要領は県の内部事務であります。細かい事務手続を定めたもので、法的な拘束力はありません。条例は議会で議決され、制定されたものでありますから、県条例であれば、香川県全体に効力がある言わば法律であります。その条例を改正したり、その解釈について考えたりすることは県議会で議論されることが私は増えるんでないかと思っています。条例に基づくものであれば、県の財政担当へもより強く物が言えるんじゃないでしょうか。

長野県でも要綱は法的拘束力を持たないために、種子法に代わる条例制定を目指した、そういうことが、先ほどタブレットで御紹介しましたが、J A 木曾の広報誌の7ページから8ページの中に長野県の対応ということで書かれております。また、その広報誌の中には、先ほど来、石崎議員からもありましたが、種子法とは何か、種子法はどうして廃止されたか、どんな影響があるのかなどが具体的にJ A、生産者の立場で提起されております。また、どうすればよいか、J Aの立場から不安解消、不安が現実のものとなってしまうと、それでは遅いと思うんです。不安が一つでも現実のものにならないためにどうするのが議会であり政治の力だと私は思います。

私の二つ目には、県は現在の要領で十分運用できる、条例制定する考えがないというようなことから、意見書を出しても意味がないのではないだろうか、このような御意見もありました。町は県に準じていくべきとのことでありましたが、これでは町の存在意義がないのではないのでしょうか。町民にとって、香川県民にとってどうなのか。県の今のやり方を変更したほうがよいのなら、町としての意見を、まんのう町としての考えをきちんと伝える必要があるのではないのでしょうか。

ですから、最初に申しましたように、県の考えを変更してほしいという市や町がだんだん増えて、現在は県内で八つになっているということです。三豊市や観音寺市においても3月議会で議論がされております。三豊市では3月議会の委員会で採択されたとお聞きしております。県下で三豊市が採択されると、県下で九つ、過半数になります。

以上のようなことから、種子条例の制定を求める意見書を香川県へ提出するよう求める請願第1号に賛成をいたします。請願が採択されますよう、議員の皆様の御理解と御支持をよろしくお願いし、討論を終わります。長時間ありがとうございました。

○白川正樹議長 反対討論はありませんか。

なければ、これで討論を終わります。

それでは、討論がありましたので、これより、請願第 1 号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願の件を起立により採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択ですが、この請願を採択する、つまりこの請願を取り上げることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○白川正樹議長 起立少数であります。

よって、請願第 1 号は不採択とすることに決定をいたしました。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で 1 時 3 0 分まで休憩といたします。

休憩 午後 0 時 0 7 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第 1 0 議案第 1 号 まんのう町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第 1 1 議案第 2 号 まんのう町個人情報保護審議会条例の制定について

○白川正樹議長 日程第 1 0、議案第 1 号 まんのう町個人情報保護法施行条例の制定について及び日程第 1 1、議案第 2 号 まんのう町個人情報保護審議会条例の制定についての件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 1 号 まんのう町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第 2 号 まんのう町個人情報保護審議会条例の制定について、その提案理由を一括して申し上げます。

今回の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法制の一元化等が図られ、令和 4 年 4 月 1 日に個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の 3 本の法律が法に統合され、全国的な共通ルールとして規定されました。

これを受けて、令和 5 年 4 月 1 日からは地方公共団体及び地方独立行政法人などでも法が直接適用されることとなることから、現行のまんのう町個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関して必要な事項として、法で委任された事項、また、条例で定めることが許容される事項を新たに規定するまんのう町個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

また、議案第 2 号 まんのう町個人情報保護審議会条例につきましては、個人情報保護法の改正による議案第 1 号の制定により、まんのう町個人情報保護条例が廃止されることに伴い、審議会の調査審議に必要な規定等について定め直す必要があることから、新たに

制定するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日からとしております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。議案第1号及び議案第2号は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 個人情報保護法が市町村に条例制定を求めてたのを、法の直接運用でやるからという仕組みの組替えですね。その趣旨はよく分かるんですが、個人情報保護法は住民生活や地域社会を大きく変えていて、運用次第では極めて弊害の多い法律だと思ってます。民生委員さんが活動するのに、社会保障の対象になってる人の名前を知らせないとか、民生委員さんは厚労大臣から直接委嘱状を受けた特別職の公務員でありまして、守秘義務もあるのに、そういう運用があるということでもあります。お互いに親しい人の間では、個人情報共有し合ってたほうが助け合えるわけですね。阪神大震災のときに淡路島の北淡町は翌日夕刻にはもう安否確認を終わってた。地域社会のコミュニティーの誰がどこそこで寝てるとかぐらいは近所同士はみんな知ってたわけですね。安心・安全はそれなくしてならないわけです。

町長に問います。個人情報を開示できるときの要件、それから、個人情報を行政が活用する、集めた収集目的以外に活用できるところの要件について説明を伺っておきます。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 失礼します。竹林議員の御質問にお答えします。

今、詳細な部分につきましては、お調べしまして、またこの会期中にお答えしようかと思っております。

今回の保護法の制定というのは、今までは条例に基づいて施行していたものを、新たに統一して国の新個人情報保護法を根拠にして運用するため、今までの条例を廃止して、それに合うように新たな個人情報の施行条例を定めたものでございます。

先ほども言いましたけど、その細かい運用につきましては、またお調べしまして御報告したいと思います。すみません。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 個人情報保護法は公務員たち、役所が非常に厳格に個人情報を守ります、守りますと言ってたほうが自分の身は安全なんですね。解釈、運用に非常に幅がありまして、その後、判決が2本ほど出てまして、これはどういうことかといいますと、個人情報を開示することが本人のためになる、これ文句ないです。本人がうんと言ったときに文句ないんですけれども、公行政が相当な理由があり、特別な理由があるときは目的外に使用できるというふうなことになります。これは比較衡量という考え方です。生命、財

産という価値のことは個人情報保護法は何も触れてない。個人情報保護法は個人情報が大
事だと言っている。個人情報を開示したほうが生命、財産を守れるときは、その比較衡量、
その程度、加減を見て判断しなさいと、比較衡量という考え方を判決文は出しております。
古い行政法の教科書にはそれは載ってない。最新版で見たら、二つぐらいそんなのが出て
ます。

じゃあ、その相当の理由というのはどういうことだろうかと。公共性があること、公益
性があること、どういうことか。住民の福利厚生に寄与できること、安心・安全に関わる
こと、地域振興になること、こういうことは誰が考えても分かりやすいと思います。こう
いうことを判断するために審議会を置くわけですね。この審議会は地域社会によってマン
ションやアパート群で成り立ってる都市と、この田舎の社会では運用の基準は違っててい
い。公務員たちが地域社会のために判断するというのを、町長や議会や我々の政治レベ
ルが支えてやらないと弾力的な運用はできないわけですね。この辺を町長の部局でやって
いただくとともに、総務常任委員会においては入念な、何が地域社会にとっての福利厚生
の増進になるのか、何が我が町の住民にとって幸せなのか、助け合い、安心・安全は何を
やれば確保できるのか、こうした観点から論議することを求めていると思います。委
員会審議に任せますが、違う価値の比較衡量だということですね。よろしくお願い申し上
げます。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号は、総務常任委員会に付託い
たします。

**日程第12 議案第3号 まんのう町エピアみかどの設置及び管理に関する条例の一部
改正について**

**日程第13 議案第4号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の設置及び管理に関する条
例の一部改正について**

**日程第14 議案第5号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの設置及び管理に関
する条例の一部改正について**

**日程第15 議案第6号 まんのう町大川山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の
一部改正について**

**日程第16 議案第7号 まんのう町塩入ふれあいセンターの設置及び管理に関する条
例の一部改正について**

**日程第17 議案第8号 まんのう町塩入ふれあいロッジの設置及び管理に関する条例
の一部改正について**

日程第18 議案第9号 まんのう町塩入ふるさと研修館の設置及び管理に関する条例

の一部改正について

○**白川正樹議長** 日程第１２、議案第３号 まんのう町エピアみかどの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、日程第１８、議案第９号 まんのう町塩入ふるさと研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの７件については、関連がありますので一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま一括して上程されました、議案第３号から議案第９号までの７議案につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

議案第３号から議案第９号までにつきましては、各条例の施設使用料について、消費税が３％ないし５％時点で金額の設定をしており、以後、使用料の改正を行っていないこと及び設備機器の保守点検業務委託料や資材費・人件費等の経費が増加していることから、各施設の使用料等の改正を行うものでございます。

それでは、議案第３号 まんのう町エピアみかどの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例の改正は、第４条第１項（使用料）の別表において、浴室の金額、入浴料を６００円から６６０円に、カルチャールームを３，０００円から４，０００円に、能舞台を１，０００円から３，０００円に改正するものでございます。

なお、くつろぎスペースにつきましては、現在は休憩所として活用していることから削除いたします。

次に、議案第４号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例の改正は、主に２点ございます。

１点目といたしましては、施設の中にあるゲートボール場は、現在、利用されなくなっているため、第２条（施設）の別表１から除きます。

２点目は、第４条（使用料）の別表２において、まず、野球場（多目的広場）とテニスコートの照明使用料ですが、現在は夜間使用していないため、表から除きます。また、施設使用料においては、野球場（多目的広場）は時間１，０００円から１，２００円に、テニスコートは時間５００円を６００円に、ゲートボール場は表から除き、キャンプ場Ａは日帰り１サイト５００円から１，０００円に、宿泊１サイト１，０００円から２，０００円に、キャンプ場Ｂは日帰り１サイト１，０００円から１，５００円に、宿泊１サイト１，５００円から２，５００円に改正し、新たにキャンプ場維持管理費として１人当たり１００円を追加、ただし小学生以下無料といたします。

また、琴南コミュニティ会館において、フロア１回当たりの使用料として１，０００円を追加、ただし、町内の者の使用料は５００円とし、温水シャワーの使用料は改正前と同額であります。

次に、議案第 5 号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例の改正は、第 9 条（使用料）の別表において、農林産物加工室を 4 時間以内の利用で町内一般 2 5 0 円から 3 0 0 円に、町外一般を 5 0 0 円から 6 0 0 円に、また、1 時間単位の加算として、町内一般 5 0 円から 1 0 0 円に、町外一般 1 0 0 円から 1 5 0 円に、木材加工室は町内一般 2 5 0 円から 3 0 0 円に、町外一般 5 0 0 円から 6 0 0 円に、町内小学生 1 2 0 円から 1 5 0 円に、町外小学生 2 5 0 円から 3 0 0 円に、1 時間単位の加算として、町内一般 5 0 円から 1 0 0 円に、町外一般 1 0 0 円から 1 5 0 円に、町内小学生 2 0 円から 5 0 円に、町外小学生 5 0 円から 1 0 0 円に改正いたします。

次に、議案第 6 号 まんのう町大川山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例の改正は、第 1 3 条第 1 項の使用料の別表において、テント使用料及び貸出しテント使用料は、利用がないことからテントを保有していないため削除いたします。持込みテント敷設料を改め、テントサイト基本料として 1 サイト 6 0 0 円から 1, 0 0 0 円とし、使用者 1 人につき 1 0 0 円追加することとしております。毛布・食器につきましても、利用がないことから削除いたします。宿泊棟で新たに「いぬしで」を追加し、1 万 5, 0 0 0 円に、「いこいの家」は 1 万 5, 0 0 0 円から 1 万 8, 0 0 0 円に、バンガローのⅡ型を 6, 3 0 0 円から 7, 5 0 0 円に、Ⅲ型を 4, 4 0 0 円から 5, 0 0 0 円に改正いたします。

次に、議案第 7 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例の改正は、第 6 条第 1 項の使用料の別表において、入場料を改め、入浴料とし、身体障害者手帳を所持している者を改め、障害者手帳を所持している者として、1 2 歳未満の者、障害者手帳を所持している者、町内在住の 7 0 歳以上の者を 4 0 0 円から 4 4 0 円に、一般者を 5 0 0 円から 5 5 0 円に改正いたします。

また、回数券につきましては、施設の管理運営者のサービスとして行うこととするため、削除いたします。

次に、議案第 8 号 まんのう町塩入ふれあいロッジの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例の改正は、第 6 条第 2 項、使用料の別表 1 において、4 人定員の平日と日曜日の宿泊を 1 万 2, 0 0 0 円から 1 万 4, 0 0 0 円に、土曜日、連休、祝祭日の前日、夏休み、年末年始の宿泊を 1 万 6, 0 0 0 円から 1 万 8, 0 0 0 円に、1 0 人定員の平日と日曜日の宿泊を 3 万円から 3 万 3, 0 0 0 円に、土曜日、連休、祝祭日の前日、夏休み、年末年始の宿泊を 3 万 7, 0 0 0 円から 4 万円に、休憩では 4 人定員を 5, 0 0 0 円から 6, 0 0 0 円に、1 0 人定員を 1 万円から 1 万 2, 0 0 0 円に改正いたします。

なお、特別宿泊日とする春休みにつきましては、利用が少ないことから削除いたします。

また、寝具使用料につきましては、使用形態の違いやリース料金の変動することから、別途規定することとしております。

第7条、利用の取消しの別表2においては、15日から1か月未満の取消料を20%、7日から14日前を30%、2日から6日前を50%、前日・当日・無連絡を100%に改正いたします。

次に、議案第9号 まんのう町塩入ふるさと研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例の改正は、第6条第2項、使用料の別表第1において、休憩の午前・午後の利用を削除し、全日のみとし、宿泊を3万円から3万5,000円に改正いたします。

また、寝具使用料につきましては、塩入ふれあいロッジと同様に別途規定することとしています。

第7条、利用の取消しの別表第2において、15日から1か月未満の取消料を20%、7日から14日前を30%、2日から6日前を50%、前日・当日・無連絡を100%に改正いたします。

以上、議案第3号から議案第9号までの7議案について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

なお、施行期日は全て令和5年4月1日からとしております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。議案第3号から議案第9号までの7件はそれぞれ委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 お客さんが来てくれる、地域住民が利用する、よそから人が来てくれて交流人口を確保するための施設ばかりですね。使用料金があります。使用料金は弾力的に経済情勢を見ながら、ライバルと比較して決めないかんわけですね。議案第3号から9号までの施設のライバルの施設が、どこが年間何人集めて、売上げどれぐらいで、料金は幾らか、この調査比較表を作らないかんと思います。私は塩入温泉とかの料金を決めるときにはそれをやりました。剣山の木綿麻温泉、もみじ川温泉、それから三好町の賢見温泉、大歩危のサンリバー、それから東予、高松までですね、東讃は調べなかった。全部一覧表を作って、ここにはうちは高うても勝てる、ここは安うせな負けるといようなことの競合先との割安感を出さないかん。その調査した結果を常任委員会で論議していただきたい。誰やって安いところへ行きたい。宿泊所なんかはネットでこの地域で料金の安い順というところから行きますから、料金が営業の全てを決めます。その検討を求めたい。

もう一つ申し上げるならば、私は料金が高めに設定してたから、下げないかんと思ってました。松江でビジネスホテルに泊まったら、2,800円で朝御飯ついとって、うわっ、

うちの塩入温泉4, 000円じゃ、下げないかなと思ってました。

○白川正樹議長 竹林議員、質疑をお願いいたします。

○竹林昌秀議員 簡潔に言います。それで、答弁を求めるわけです。

競合先の調べた結果を出してくれるのかどうか。

それからもう一つは、琴南のこの施設なんかは教育目的だったら減免規定があるのかどうか、それを聞いておきたいです。

それから、婦人の家なんかは、作ったもので売るんだったら、料金をもらったらいけど、そうでなかったら利用してくださいでいいんじゃないか、そんなふうなことを申し上げておきますが、これについて、今、答えられる範囲で御答弁を願いたいし、委員会においてそれを願いたい。

割安感を議案第8号、9号、ロッジでこれをいかに出すのか。私、高過ぎやせんかと、8号、9号のをそないに思っとるわけです。

この条例は金額の上限を決めてやって、町長と相談したら下げられるようにしてあるし、優待券や割引券、回数券の仕組みは町長と相談すればできるようになっている弾力条項です。これは総務省は高く評価してくれました。

以上、そういったことへの配慮を町長がどう考えてるのか、常任委員会でのそうした論議を期待する意味を込めて質問させていただきます。御答弁願います。

議長は発言を促進するのが議長の役目であって、発言を抑制するのが議長の役目とは思わない。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

そういった詳細的なものにつきましては、委員会で十分討議したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ライバルをどこと見て、そこにどうやって勝つのかと。サービスで勝つのか、料金で勝つのか、距離で勝つのか、それを施設ごとに作戦練ってください。戦略眼だと、これを申し上げて、戦略眼をめぐる論議を常任委員会でされることを御期待申し上げます。以上です。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は総務常任委員会に、議案第4号は教育民生常任委員会に、議案第5号から議案第9号までの5件は建設経済常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第19 議案第10号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例及びまんの

う町仲南地区特定施設に関する基金条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第19、議案第10号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例及びまんのう町仲南地区特定施設に関する基金条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第10号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例及びまんのう町仲南地区特定施設に関する基金条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本議案、まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例、まんのう町仲南地区特定施設に関する基金条例の一部改正については、2件とも同じ目的の改正であることから、一つの議案として上程させていただいております。

改正の理由は、2件ともに特定施設に関する基金に積立てを行う対象施設について追加をするものであります。

一つ目のまんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例の一部改正は、第2条の対象施設において、まんのう町大川山キャンプ場を追加するもので、これは指定管理者制度で指定管理者から大川山キャンプ場施設の使用料をまんのう町に納付していただき、その使用料をまんのう町琴南地区特定施設に関する基金に積立てし、琴南地区特定施設の管理運営を効率的に行うこと及び経営の安定化を図るために必要な経費の財源に充てることとしております。

二つ目のまんのう町仲南地区特定施設に関する基金条例の一部改正は、第2条の対象施設において、まんのう町塩入ふるさと研修館とまんのう町ものづくりセンターを追加するもので、これは指定管理者制度で指定管理者から塩入ふるさと研修館とものづくりセンター施設の使用料をまんのう町に納付していただき、その使用料をまんのう町仲南地区特定施設に関する基金に積立てし、仲南地区特定施設の管理運営を効率的に行うこと及び経営の安定化を図るために必要な経費の財源に充てることとしております。

なお、2件ともに附則で「この条例は、令和5年4月1日から施行する」としております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 まんのう町ものづくりセンターは収益を上げる可能性があるのかどうか、これを伺っておきたいです。と申しますのは、特定施設に関する基金条例は、収益が上がっているときに、そのお金を積み立てておいて、収益が上がらなくなったときの補

填で経営継続を図るための目的に設立したものです。もうかりよったときにためとかんかという施設であります。ものづくりセンターがそういう可能性があるのか、ないのか、現時点での展望を伺っておきたいです。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 竹林議員の御質問にお答えいたします。

ものづくりセンターは、現在、指定管理料を出して運営を行っていただいております。今回、指定管理の指定を行う上で、施設の使用料につきましては、収益的な施設に対して使用料を頂くということで、出すものは出して、施設の使用料で頂くものは頂くというふうなことで整理してございます。御理解をよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第11号 まんのう町福祉医療費助成条例の制定について

○白川正樹議長 日程第20、議案第11号 まんのう町福祉医療費助成条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第11号 まんのう町福祉医療費助成条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

本条例の制定は、子ども医療費助成の支給対象年齢を拡大するに当たり、現行のまんのう町子ども医療費支給に関する条例及びまんのう町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例並びにまんのう町重度心身障害者等医療費支給に関する条例を廃止し、医療費助成に関する三つの条例を一本化し、新たにまんのう町福祉医療費助成条例として制定するものでございます。

子ども医療費助成の年齢拡大の概要といたしましては、令和5年4月診療分より、現在、15歳到達年度末までとなっております子ども医療費助成の対象者を18歳到達年度末まで引き上げ、子育てに係る経済的負担を軽減し、子供を育てやすい環境づくりをより一層支援するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 11 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 21 議案第 12 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第 21、議案第 12 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 12 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

出産育児一時金は出産前後の家計の負担を軽減するために、現在、原則 42 万円が支給されております。出産費用が年々上昇する中で、少子化対策の一環として、今回、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、全施設の平均出産費用を勘案するとともに、近年の伸びを勘案し、令和 5 年 4 月から全国で一律 50 万円に引き上げられることとなります。上位法であります健康保険法施行令等の一部改正に伴い、まんのう町国民健康保険条例の一部を同様に改正するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 12 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 22 議案第 13 号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）

○白川正樹議長 日程第 22、議案第 13 号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 13 号 事業変更契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業について契約変更をしたいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

変更増の契約金額 2 億 4, 205 万 2, 345 円、うち消費税及び地方消費税の額 7, 534 万 3, 789 円。

既契約金額 8 億 2 千 5 百 15 万 2 千 338 円、うち消費税及び地方消費税の額 4 億 9 千 818 万 2 千 063 円。

既本契約日、平成 28 年 2 月 8 日。

契約の相手方、香川県仲多度郡まんのう町吉野下 957 番地、株式会社まんてがんパートナーズ代表取締役、野村建輔でございます。

このたびの変更契約の主な内容といたしましては、情報技術活用システム業務が令和 5 年 3 月末で終了するため、新たに 5 年間の延長をしようとするもの、物価上昇等によるサービス購入費の改定及び平成 31 年 4 月の消費税率の改定による増額並びに金利改定による施設整備費の割賦金利の減額でございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 13 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 23 議案第 14 号 工事請負変更契約の締結について（令和 4 年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））

○白川正樹議長 日程第 23、議案第 14 号 工事請負変更契約の締結について（令和 4 年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 14 号 工事請負変更契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、令和 4 年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築）について、工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更増の契約金額 8 億 9 千 6 万 5 千 000 円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 81 万 5 千 000 円。

既契約金額 2 億 7 千 500 万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2 千 500 万円。

既本契約日、令和 4 年 6 月 17 日。

契約の相手方、まんのう町七箇 2765 番地、まんのう経常建設共同企業体代表者、株式会社七箇工業代表取締役、山下美博でございます。

変更契約の主な内容といたしましては、１点目として、アスベスト調査により外壁にアスベストが含有されていたことから、アスベストの撤去工事を追加、また、２点目として、空調機稼働燃料オイルタンクについて、当初、砂詰め処理をすることとしていましたが、南部消防と協議した結果、撤去することとなり、その撤去工事を追加、３点目として、ホール内座席のうち車椅子用の座席を追加、４点目として、３点目と関連いたしますが、２階廊下階段部を一部スロープ化する工事を追加、以上４点の追加工事によるものでございます。

また、工事工期におきましても、今回の追加工事に加え、建築資材の納期遅延が発生していることから、影響が出ているため、年度繰越工事となりますので、よろしくお願いいたします。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１４号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第２４ 議案第１５号 エピアみかどの指定管理者の指定について

日程第２５ 議案第１６号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について

日程第２６ 議案第１７号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について

日程第２７ 議案第１８号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について

日程第２８ 議案第１９号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について

日程第２９ 議案第２０号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について

日程第３０ 議案第２１号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について

日程第３１ 議案第２２号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について

日程第３２ 議案第２３号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について

日程第３３ 議案第２４号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について

日程第３４ 議案第２５号 塩入健康センターの指定管理者の指定について

日程第３５ 議案第２６号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定について

○白川正樹議長 日程第２４、議案第１５号 エピアみかどの指定管理者の指定についてから、日程第３５、議案第２６号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定についてまでの１２件については、関連がありますので一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま一括して上程されました、議案第１５号から議案第２６号までの１２議案について、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第１５号から議案第１８号までは、現在、一般財団法人ことなみ振興公社を指定管理者とするエピアみかど、まんのう町琴南高齢者婦人活動センター、大川山キャンプ場及びまんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理の期間が平成３０年４月１日から令和５年３月３１日までの５か年となっており、今年度末をもって終了いたします。

このことから、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、令和５年４月１日から令和１０年３月３１日までの５か年につき、引き続き、一般財団法人ことなみ振興公社を指定管理者に指定するものでございます。

次に、議案第１９号から議案第２５号までは、現在、有限会社仲南振興公社を指定管理者とする二宮忠八飛行館、まんのう町仲南道の駅交流センター、まんのう町仲南特産品センター、まんのう町塩入ふれあいセンター、塩入ふれあいロッジ、塩入ふるさと研修館及び塩入健康センターの指定管理の期間が平成３０年４月１日から令和５年３月３１日までの５か年となっており、今年度末をもって終了いたします。

このことから、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、令和５年４月１日から令和１０年３月３１日までの５か年につき、引き続き、有限会社仲南振興公社を指定管理者に指定するものでございます。

次に、議案第２６号は、現在、一般社団法人サンフラワーまんのうを指定管理者とするまんのう町ものづくりセンターの指定管理の期間が令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの２か年となっており、今年度末をもって終了いたします。

このことから、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、令和５年４月１日から令和１０年３月３１日までの５か年につき、引き続き、一般社団法人サンフラワーまんのうを指定管理者に指定するものでございます。

なお、指定管理者審議会へ候補選考の諮問を行い、審議の結果、「指定管理候補者として適当である」との答申があったことを申し添えておきます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。議案第１５号から議案第２６号までの１２件はそれぞれ委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長にお尋ねします。

本町の指定管理の条例を読んでおるのかと。指定管理方針を定め、指定管理の条件をつけ、指定管理協定書を結ぶと書いてあるはずであります。当然それはこの議案に添付されなければならないし、指定管理料を出しているとするれば、指定管理料は議案の中で明らかにされねばならないと思います。予算書の中に債務負担行為で出してあるというのは、それは非常に結構なことでありますが、別文書であります。町長の答弁を求める。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

協定書の件に関しては、議会議決賜りました後に、協定書を作成して、また後日、お示ししたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 指定管理にする以上、指定管理の骨格的な内容、それは課長のところに手配があるはずであります。協定書の締結は指定管理の議決後になるんですが、その案は既に事前に指定管理先と協議してるはずであります。その指定管理の条件、運営内容、それを明らかにせずに指定管理の同意を求めよというのは無理難題、地方自治法の趣旨に反するのではないのか。

公の施設は公的資金を調達し、大きな投資を行ったもので、その運営を町の代理者として運営を任せるとするのは重大な権利義務の移転であります。その指定管理の要件を明らかにせずに議案として出したことに法令遵守、その精神が欠落しているとしか思えない。事務方の例規研究を求めます。

そして、施設の利用計画、今、7万人来ている、何とか施設を8万9,000人の客を迎えるつもりなのかどうかの経営目標は言われなければならない。併せて言うならば、指定管理の評価委員会は各施設ごとの設置条例の掲げる施設の設立目的、この施設は下記のとおり温浴事業を行う、地域産品の交換事業を行う、人々の交流を図る、人の健康増進を図る、こうした事業を行うとある。それを実施してるかどうかを指定管理の評価委員会で論議せねばならん。当然、指定管理の評価委員会においては、施設ごとによって評価項目の具体は変わる。その結果の5年間の積み上げが次の指定管理の更新の判断材料となるわけですね。

あわせてついでに申し上げれば、琴南のやすらぎ荘は指定管理で正友会に任せてあるが、その運営内容は一切報告されたことはない。住民に対して責任持つべきは町長であり、指定管理者は町長に対して責任を持つにすぎない。当然議会に報告されるべきであります。指定管理者の制度の総体を掌握した指定管理の議決案件にしていきたい。

指定管理にすることに何ら反対しているわけではない。経営目標を掲げ、それをいかに達成するのか、どういう条件で権利義務をそちらに渡すのか。特定先へ町長の権限の移譲であります。安易には進めてはならない。町長の答弁を求めます。

町立図書館もこういう簡単な記述で終わらせとる。指定管理の要件違反です。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

協定書の素案骨子は各委員会についてまたお示ししますんで、評価項目につきましても、各委員会のほうでお示しさせていただきますんで、そのときによろしくお願いいたしたいと思います。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 協定書の細目まで実際のと同じものを求めません。骨格が我々に理解されればいい。そして、決算審査に出される年次報告書にこの指定管理の評価の項目とか内容が提出されれば非常に分かりやすい。毎年、そこで評価していけば、次の更新がうまくいくんだろうと思います。あくまでも巨額の金を投じ、手間暇かけてる運用の施設を地域住民のために、地域経済循環のためにいかなる効能を果たしてるのか、その成果の検証が評価であります。議会も勉強せねばなるまい。執行部にもその努力を求め、運用を任せている先にも、そここの意思疎通を図り、達成の努力を目指していただきたい。経営目標を掲げずして評価はあり得ない。以上であります。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、竹林議員が質問したことについては、私は委員会でこんこんとっております、協定書のことについては。今、施設は琴南の場合は振興公社、仲南の場合は有限会社ということで生い立ちは違いますけど、契約する以上、基本がなかったら、今から出したら遅過ぎますよ。私、何回も言いましたよ、この前の総務委員会で。普通やったら、委員会で出すべきだと思います。協定書がないのに何が議論できますか。例えば、竹林議員はかつて職員時代に仲南振興公社の協定書を多分作ったと思います。事細かく知っておりますけど、私もあのときに合併して初めて振興公社、有限会社いうことを調べました。そういう中で、一歩も進歩しないんですよ。指定管理者が決まっておっての議会の承認ですよ。それは委員会を無視ですよ。過去にもあったでしょ。いろいろな不正があったときにも、議会が指摘しとるのに調査をしなかったし、指示に従わなかった。怠慢ですよ、執行者の。ほかの議員はどう思うか知りませんが、議案として出てくるのに、協定書のたたき台もない。今までの協定書があるんですから、それよりか上げるとか、下げるとか、今、竹林議員が言いよったように、お客さんを増やす計画があるのか、縮小するのか、そういうことが議会に出てこんと議論できますか。町長をお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの質問にお答えいたします。

そういった協定書等、また、細かな資料につきましては、委員会審議の中で十分検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 遅過ぎるいうんですよ。委員会で議論しとるんですよ、協定書のこと

については。委員長報告には含まれてなかったですけど、先ほども委員から委員長報告に対して質疑があったけど、もうちょっと真剣に、過去に悪い事例があるじゃないですか。議会の指摘に対する反応が遅くて、まんのう町は重大な損失を負ってるんですよ。まだ不良債権として残ってるんですよ。それは相手先を決めるのに、何ちゃ条件も示さんと、議会に承認せえいうんは、ほかの社会ではあり得んことですよ。もうちょっと真剣に答えていただきたいと思います。

○白川正樹議長 執行部、答弁できますか。

企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 すみません、大西議員さんの御質問にお答えします。

一応、11月の臨時議会の後に、債務負担行為について、取る前に議員さんのほうに各公社とかの御説明をさせていただいて、12月議会に各おのずからの債務負担行為を取るための議案を提出させていただいたというふうに思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 私はこの前の委員会で具体的に質問しましたよ。協定書についてどのようにするんかいうことを質問しましたよ。そのとき説明なかったですよ。町長も副町長もみんな課長もおったと思うけど、協定書が基本ですから、やっぱり委員会を軽視したらいかんわ。問題を提示しとるんやから。今回は契約ですから、これ。民間で言ったら契約やから。琴南振興公社の協定書、有限会社仲南振興公社の協定書もまた別々にあるんですから、それは。いろいろ問題があって、今、例えば指定管理者を否定するものでありませんけど、昨年、500万円も出して存続についての報告まで調査しとるんですよ。そういうことが全然見えてきませんよ。500万円かけても、それ以上の効果があるんやったら、僕は住民に対してプラスやったらいいと思います。そのことが全然見えてきませんよ。何で職員も議員も研修行ったんですか。あえて500万円も出して調査をしてもろたんですか。そういうことを全然この議案に反映してないと思いますよ。過去の過ちを二度と起こさないように、やっぱり住民の声、議会の意見は反映した答弁であるべきだと思います。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 大西議員さんの質問についてお答えします。

各施設ごとの協定書の案がございます。そちらにつきまして、各委員会のほうで各担当課長のほうからまた御報告させていただこうと思っております。また、総務委員会のほうで私のほうが答えさせていただいたのは、大西議員さんの御意見を今後の参考にさせていただきますということなんで、今回の委員会のほうでまたそれも併せて報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は総務常任委員会に、議案第16号、17号、20号から26号までの9件は建設経済常任委員会に、議案第18号、19号は教育民生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で2時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時50分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第36 議案第27号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号

○白川正樹議長 日程第36、議案第27号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第27号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,377万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億8,295万4,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、5ページの第2表を御覧ください。令和5年度へ繰越しをする23事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

第3条の地方債の補正は、7ページの第3表を御覧ください。これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、限度額の変更及び廃止をするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

第2款第1目森林環境譲与税は、決算見込みにより90万3,000円の増額です。

14ページの第4款法人事業税交付金から16ページの第9款地方特例交付金までは、それぞれの歳入決算見込みにより補正をしております。

次に、17ページをお開きください。

第10款地方交付税は、普通交付税の歳入決算見込みにより3億8,881万8,000円を増額しております。

18ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金500万円の減額は、急傾斜地崩壊防止対策事業分担金の減

額によるものでございます。

19ページをお開きください。

第13款使用料及び手数料550万円の減額は、主に塩入温泉及びエピアみかど使用料の減額によるものでございます。

20ページをお開きください。

第14款国庫支出金1,608万8,000円の減額は、主に生活支援臨時特別事業費補助金1,686万円や児童手当交付金1,449万2,000円の減額などによるものでございます。

21ページを御覧ください。

第15款県支出金6,952万9,000円の減額は、主に力強い水田農業整備事業補助金など、農林水産業費県補助金2,672万円の減額などによるものでございます。

22ページをお開きください。

第16款財産収入は3億5,950万円の増額です。これは主に繰越事業である商品券販売収入を増額したことによるものでございます。

23ページを御覧ください。

第17款寄附金60万7,000円の増額は、一般寄附金の決算見込みによる増額でございます。

24ページをお開きください。

第18款繰入金3億8,325万9,000円の減額は、主に減債基金繰入金を3億7,662万円減額したことによるものでございます。

25ページを御覧ください。

第20款諸収入220万8,000円の減額は、主にデジタル基盤改革支援補助金462万6,000円の減額によるものでございます。

26ページをお開きください。

第21款町債2,630万円の減額は、主に第2目民生債において、決算見込みにより、こども園施設整備事業債を1,570万円減額したことなどであります。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

27ページを御覧ください。

第1款議会費は389万4,000円の減額です。これは主に議員報酬、議員期末手当を減額したことによるものでございます。

28ページをお開きください。

第2款総務費は1億536万6,000円の減額です。これは主に一般管理費において、中讃広域行政事務組合負担金を1,200万円減額したこと、29ページ、30ページに記載しております選挙費において、事業費確定により参議院議員通常選挙費、香川県知事選挙費、町長・町議会議員選挙費など、合わせて3,553万円減額したことなどによるものでございます。

31 ページをお開きください。

第3款民生費は1億724万1,000円の減額です。これは主に第1目社会福祉総務費において、非課税世帯生活支援特別給付金の扶助費を合わせて3,900万円減額したこと、また、33 ページ、児童福祉費、児童措置費において、児童手当給付費などを合わせて2,088万円減額したことによるものでございます。

34 ページをお開きください。

第4款衛生費は2,705万4,000円の減額です。これは主に保健衛生費、保健衛生総務費において、保健予防事業費を880万円減額したこと及び予防費における予防接種費を920万円減額したことによるものでございます。

36 ページをお開きください。

第6款農林水産業費は8,402万7,000円の減額です。これは主に第1項農業費、第3目の農業振興費において、農業用資材等高騰対策臨時支援金など、合わせて7,423万9,000円減額したことによるものでございます。

38 ページをお開きください。

第7款商工費は4億6,959万2,000円の増額です。これは主に繰越事業である商品券発行事業費の増額補正によるものでございます。

39 ページを御覧ください。

第8款土木費は1,015万円の減額です。これは主に第3項河川費において、急傾斜地崩壊防止対策工事費を1,495万円減額したことによるものでございます。

40 ページをお開きください。

第9款消防費は764万円の減額です。これは主に第4目消防施設費において、消火栓新設改良負担金を250万円減額補正しているためのものでございます。

41 ページを御覧ください。

第10款教育費は3,895万円の減額です。これは主に第2目事務局費において、海外派遣業務委託料781万円など、事務局費全体で1,459万円減額していること及び42 ページにおいて、第5項社会教育費、第2目公民館費において、合わせて760万円減額補正しているためでございます。

43 ページを御覧ください。

第12款公債費2,130万円の減額は、長期債償還利子の減額によるものでございます。

44 ページを御覧ください。

第13款諸支出金では2億1,980万3,000円の増額です。これは主に第3項基金費、第1目財政調整基金費において、積立金を2億2,300万円増額したことによるものでございます。

なお、45 ページに地方債の現在高等に関する調書を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、議案第２７号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますよう
よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあく
までも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

○白川正樹議長 ６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長、今年度決算、心配ないわ、これ。経常収支、黒字間違いない
決算になると思います。地方交付税がどかんと増やして、それで繰出金が減って、地
方債が減ってますね。各特別会計への繰入金全部減額ですね。地方債の借入れも予算から
減らしとる。それを見て、それから基金への積立ては財調へ積み増すぐらいしとるから、
極めて大丈夫な決算が展望できます。

一つ伺っておきたいのは、普通地方交付税は、これはほぼ確定額が来とるんだと思うん
ですけど、特別地方交付税はまだ決まっとらんのかな。特別地方交付税の見通し、どれぐ
らいありそうなのか、それを伺えたらと思います。これ一点お伺いします。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 竹林議員の御質問にお答えします。

令和４年度の地方交付税の額は決定しておりますので、それに合わせて補正をしたとい
うことでございます。

○竹林昌秀議員 特別地方交付税は決まっとるんかな、決まってないんかな。

○萩岡総務課長 特交はちょっと。

○竹林昌秀議員 どっか分かっとる範囲をこの議会中に教えてくれたら。

○萩岡総務課長 はい、分かりました。お願いします。

○白川正樹議長 ６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 財政の事務方、総務課長は財政通なんで、実に的確にやっていただ
いて、私は基金残高が分からんがと言いつつたんやけど、この当初予算の概要を見たら、
令和３年度末の基金現在高、今年度末の現在高、令和５年度の新年度予算を執行した後、
基金が何ぼになるかの見通しを出してくれてある。予算書に地方債の今年度終わったらの
見込みが出とって、これが出とったら、町長、心配ない。メーター見て、アクセル踏むか、
ブレーキ、メーターはしっかりうちの財政は出してくれとると思います。我々がそれを読
む力を持たないかんということです。ということで、年度末の調整に関わることで、事
務方は大変だったと思いますが、補正予算、歳出の費目についてはそれぞれの委員会に
お願いしたいと思います。以上です。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２７号は、総務常任委員会に付託いたします。

**日程第 3 7 議案第 2 8 号 令和 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）
第 1 号**

○白川正樹議長 日程第 3 7、議案第 2 8 号 令和 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 2 8 号 令和 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号について、その提案理由を申し上げます。

4 9 ページをお開きください。

第 1 条第 1 項の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 1 2 6 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 3 億 7, 7 6 6 万 1, 0 0 0 円とし、第 2 項直営診療施設勘定内科の予算額から歳入歳出それぞれ 1, 5 3 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 4 4 0 万円とするものでございます。

それでは、事業勘定から説明いたします。

事項別明細書 5 9 ページをお開きください。

歳入の主なものといたしまして、それぞれ決算見込みにより、第 6 款県支出金において、普通交付金及び特別交付金合わせて 3, 2 0 0 万円減額、第 1 0 款繰入金では、一般会計繰入金を 1 9 6 万円減額計上しており、第 1 1 款繰越金においては 1 億 2, 5 1 8 万 1, 0 0 0 円を増額しております。これは前年度繰越金でございます。

6 0 ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものといたしましては、第 2 款保険給付費において、年間所要額の決算見込みにより全体で 3, 2 9 4 万円の減額、国民健康保険事業費納付金において、年間所要額の決算見込みにより全体で 3, 6 0 0 万円減額、第 7 款基金積立金では、財政調整基金積立金として 1 億 6, 0 7 8 万 1, 0 0 0 円を増額補正いたしております。

次に、直営診療施設勘定内科について御説明申し上げます。

7 1 ページをお開きください。

歳入の主なものといたしまして、それぞれ決算見込みにより、第 1 款診療収入において 3 5 9 万 3, 0 0 0 円減額、第 4 款県支出金において 4 8 9 万 5, 0 0 0 円減額、第 6 款繰入金において、一般会計繰入金及び事業勘定繰入金を合わせて 6 8 1 万 2, 0 0 0 円減額計上いたしております。

7 2 ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第 1 款総務費、第 1 目一般管理費において、会計年度任用職員報酬など合わせて 2 2 0 万円減額、第 2 款医業費において、医療機器購入費 9 1 0 万円など全体で 1, 3 1 0 万円を減額計上いたしております。

以上、議案第 2 8 号について御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますよう

よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第38 議案第29号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号

○白川正樹議長 日程第38、議案第29号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第29号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げます。

75ページをお開きください。

第1条の歳入歳出の補正では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,145万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億9,553万円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明しますので、事項別明細書83ページをお開きください。

歳入の主なものといたしましては、第1款介護保険料を454万3,000円増額、第4款国庫支出金において、決算見込みによる補正として488万5,000円増額、第5款支払基金交付金において、合わせて4,811万9,000円の減額、第9款繰入金において、一般会計及び基金繰入金を合わせて6,626万3,000円を減額計上いたしております。

85ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものといたしましては、第2款保険給付費において、介護サービス諸費など合わせて1億1,521万円減額し、88ページの第5款地域支援事業費において、介護予防事業費など合わせて370万円を減額補正いたしております。

以上、議案第29号について御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第39 議案第30号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号

○白川正樹議長 日程第39、議案第30号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第30号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

93ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,240万円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、97ページの第2表を御覧ください。令和5年度へ繰越しをする事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

第3条の地方債の補正は99ページの第3表を御覧ください。これは、起債の目的にある事業について限度額の変更をするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正につきまして御説明申し上げます。

事項別明細書105ページをお開きください。

歳入では、第6款繰入金金を227万円減額し、第7款繰越金を577万円増額、第9款町債において750万円減額補正をしております。これは歳入決算見込みによる補正でございます。

106ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第2款施設費を決算見込みにより400万円減額補正しております。

なお、107ページには年度末における地方債現在高の見込みに関する調書をつけております。

以上、議案第30号について御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第40 議案第31号 令和5年度まんのう町一般会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第40、議案第31号 令和5年度まんのう町一般会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第31号 令和5年度まんのう町一般会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算総額は118億3,000万円で、対前年度1億7,500万円の減、1.5%減となっております。

11ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開きください。

歳入予算につきましては、まず、町にとって一番重要かつ自主財源の根幹をなす町税につきましては、対前年度5,620万9,000円の増額、2.8%増としています。町税につきましては、今後とも収納率低下を招くことのないように、住民の公平負担の観点からも、収納率向上に向け一層努力してまいります。

次に、第10款地方交付税は前年度比2億5,000万円増、6.5%増の40億7,300万円としており、特別交付税は昨年度同額としております。

第14款国庫支出金は、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,395万1,000円の皆減により、対前年度2億1,996万円の減額、25.9%減となっております。

第16款財産収入2億3,523万1,000円の減は、主に繰越事業としている商品券発行事業において、販売収入の減により大幅な減額となっております。

第21款町債は14億1,870万円、対前年度比1億9,960万円の減、12.3%減となっております。

12ページをお開きください。

歳出予算につきましては、前年度と比べて議会費、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、公債費が減少し、その他の款は前年度を上回っています。

歳出全体としては、昨年に引き続き民生費が全体の27.2%と、最も大きなウエートを占めております。

1ページにお戻りください。

第2条の地方債は、7ページ、第2表、地方債で目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法を定めております。

第3条の一時借入金は最高額を10億円と定めるものでございます。

第4条は地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の間で流用ができる経費について記載いたしております。

概要の説明は担当の総務課長より申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 それでは、令和5年度一般会計当初予算（案）の概要につきまして、お手元に配付しております令和5年度当初予算の概要に沿って御説明申し上げます。

なお、サイドブックスの定例会関係、令和5年第1回定例会の中に予算関係資料として同じものを載せております。それと、先ほど言い忘れましたけども、補正予算の概要と補正予算の基金の状況も併せて入れておりますので、また御覧ください。

それではまず、3ページをお開きください。

一般会計当初予算の総額は118億3,000万円、対前年度1億7,500万円、1.5%減といたしました。

特別会計予算につきましては、それぞれ第1表、令和5年度当初予算の状況でお示ししておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、6ページをお開けください。

一般会計歳入歳出予算の状況について御説明申し上げます。

まず、歳入予算につきまして、6ページの第2表、令和5年度一般会計歳入予算の内訳で款ごとの金額を前年度と比較して示しております。主なものについて御説明申し上げます。

第1款町税は20億5,530万7,000円、対前年度比2.8%増となっております。この主な要因につきましては、固定資産税が対前年度3,951万2,000円増額、3.8%増によるものでございます。

第10款地方交付税は、令和5年度も全体として前年度算定額に国の推計増減率等を考慮いたしまして計上しております。当町は令和3年度より5年間の激変緩和措置期間が終了いたしまして、通常算定に入っているわけですが、個別算定経費である合併特例債償還金などの算入金額の増加及び臨時財政対策債発行額の減少に伴う補填措置が見込まれる観点から、地方交付税は前年度比2億5,000万円増、6.5%増の40億7,300万円としております。

また、特交につきましては、昨年度と同額としております。

次に、第14款でございます国庫支出金は6億2,958万5,000円、対前年度2億1,996万円の減、2.5%減を計上いたしました。主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やデジタル基盤改革支援補助金が皆減したことによるものでございます。

次に、15款県支出金でございます。8億4,896万1,000円、対前年度4,320万9,000円増、5.4%増となっております。主な要因といたしましては、農林水

産業費において、力強い水田農業整備事業補助金などが増加したことが挙げられます。

次に、第16款財産収入は2億3,523万1,000円、対前年度2億3,523万1,000円減、74.9%減となっております。主に繰越事業であります商品券発行事業における財産収入の減により大幅な減額となっております。

次に、第18款繰入金では12億7,633万8,000円、対前年度3,155万2,000円の減、2.4%減を計上いたしました。主な要因といたしましては、施設整備などの事業実施による財源対策のための財政調整基金繰入金、対前年度9,846万5,000円の減少によるものでございます。

次に、第21款町債でございます。全体で14億1,870万円、対前年度1億9,960万円減、12.3%減を計上いたしました。主に国の発行額抑制による臨時財政対策債2億5,000万円減、82.3%減となったことによるのが一番の要因でございます。一方、四条公民館整備事業など発行額が増加するものもでございます。今後も町債につきましてはできるだけ発行額を抑制するとともに、町にとって負担が少なく有利な合併特例債、過疎債、辺地債等を活用して行ってまいりたい所存でございます。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

第3表、令和5年度一般会計歳出予算の内訳で、款ごとの金額を前年度と比較して示しております。また、各款ごとの予算の主な内容は17ページから記述しておりますので、併せて御覧ください。

主なものを御説明いたします。それでは、17ページをお開けください。

議会費は対前年度1,070万4,000円減、8.1%減としております。これは主に議員共済負担金の減少などによるものでございます。

次に、総務費は対前年度6,358万9,000円減、3.0%減としております。主な要因につきましては、19ページにあります16項町民会館費において、町民文化ホール吊り天井撤去他工事費3億円の皆減などによるものでございます。

20ページの第3款民生費は対前年度3,933万9,000円の増、1.2%増としております。主な要因につきましては、21ページにあります障害者福祉費において、障害者自立支援給付費における扶助費1,944万円の増額などによるものでございます。

22ページを開けてください。

第4款衛生費でございます。対前年度1,765万5,000円の減、2.4%減としております。主な要因は、第1項の保健衛生費の予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保支援業務委託料の対前年度比1,408万4,000円の減などでありまして、全体としては4億2,474万4,000円を計上しております。

23ページをお開けください。

第5項労働費でございます。対前年度523万7,000円の増額、145.4%増としております。これは主に勤労青少年ホームにおける吊り天井撤去改修工事設計業務委託

料600万円の皆増によるものでございます。

同じく23ページ、第6款農林水産業費は対前年度3,491万9,000円の減額、4.0%減としております。主な要因は、第1項農業費の中の地籍調査費において、測量業務委託料が868万5,000円減額になったことなどにより、地籍調査費全体として対前年度2,749万4,000円、26.8%減となったことによるものでございます。

次に、25ページをお開けください。

第7款商工費でございます。これにつきましては、対前年度3億2,958万2,000円の減、65.4%減としております。主な要因につきましては、プレミアム商品券換金料3億6,000万円の皆減によるものでございます。

同じく25ページの第8款土木費は対前年度3,928万3,000円の増額、6.3%増としております。主な要因は、第3項の河川費において、急傾斜地崩壊防止対策事業費の増額により、対前年度1,405万円増となったことなどによるものでございます。

次に、27ページをお開けください。

第9款消防費でございます。対前年度比822万6,000円の増額、1.4%増としております。主な要因は、常備消防において、仲多度南部消防への消防車両機器整備事業負担金1,082万円の増額などによるものでございます。

28ページをお開けください。

第10款教育費は対前年度2億9,941万4,000円の増額、20.2%増としております。この主な要因につきましては、第3項中学校費のPFI事業費において、満濃中学校等管理運営業務委託料の増により、対前年度3,287万4,000円、14.0%増となったことによるものであります。

29ページを御覧ください。

第5項の社会教育費の公民館費において、四条公民館整備工事費が4億円皆増となったことなどから、社会教育費全体で対前年度比2億8,632万8,000円、97.6%の増となっております。

次、30ページをお開けください。

第11款災害復旧費でございます。1万8,000円で前年度同額を計上しております。なお、年度内に風水害などの災害が発生した場合、その復旧費は補正予算によって対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

同じく30ページの第12款公債費でございます。対前年度1億8,779万7,000円の減額、11.7%減としております。これは、以前、借入れしていた大型事業の地方債の元金償還が終了したものであり、元金が1億7,953万8,000円減額となったことなどによるものでございます。

次に、31ページの第13款諸支出金でございます。これは対前年度7,774万7,000円の増額、69.4%増としております。主な要因につきましては、ふるさと応援基金積立金4,506万9,000円の増、100%増などによるものでございます。

第14款の予備費につきましては500万円で、前年度と同額を計上しております。

なお、基金の現在高状況は33ページ、第5表、基金の状況を御覧ください。主たる基金であります財政調整基金は令和5年度末現在高見込みが27億100万円で、令和4年度末現在高見込みと比較して予算上は3億8,400万円の減少となります。

以上、歳出予算の款別内訳について御説明をいたしました。

なお、予算書に戻りまして、予算に関する説明書の112ページから債務負担行為に関する調書及び地方債残高に関する調書などを添付しておりますので、お目通しいただいたと思います。

以上、簡単ではございますけども、議案第31号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 財政全般と歳入のところでちょっと伺っておきたいです。

公債費が1億8,000万円下がって、地方債の償還が対前年度で11.4%下がってるんですね。これは結構な話なんやけど、合併してから借りとった分の償還期が来たということですかね。償還期が来て、最近、公共インフラの整備、まあまあしっかり毎年やってきているのにもかかわらず下がったということは、今のペースで公共インフラの整備を続けてても、満期になる分があるから、このまま横ばいでいきやせんかという見通しを持ってしまうんですが、財政所管の意見を伺っておきたい。11.4%も下がったのは、何がこれ償還が終わったのか、これを伺いたいです。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 失礼します。

公債費で下がった理由につきましては、ちょっと分析が必要だと思いますので、また委員会にて御説明したいと思います。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 債務負担行為をどかんと今年度予算で上げたんで、実によく分かってすばらしいんですけど、これが将来負担率の計算に入ると、うち将来負担率が健全過ぎて数値が出ないのがここ10年ぐらい続いとるけど、ここ数値出るようになりやせんかなという心配なんですけどね。債務負担行為の目的は実に納得できるものであり、それが悪いとは思ってないんですけど、将来負担率の計算にどう影響が出るんだろうかという質問ですね。

○萩岡総務課長 お答えします。

やはり債務負担行為を上げると将来負担に加算されると思いますので、総合的には分か

りませんけども、数値として表れるかどうかはちょっと分かりませんが、その計算の要因の中に入れていく、プラスされるものだと思っております。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 当初予算の概要の説明とか、予算書と合体して立派な説明資料になつと思うんですよ。実によく分かる。そして、新年度予算にめり張りがあって、目玉政策がちゃんとあっていいと思うんです。これに、総務課長、実質公債費比率を今年度の執行したら何ぼになるかの試算値を載せたらええんじゃないか。私、P F I のときに100億円相当の債務負担行為の議決でもめ回った。あれを、私、議場におらなんだけど、執行部は将来負担の予想を説明しない、議員は不安感で騒ぎ立てる、町長が責任持ちますと言ったんで採決した。真面目に心配しよると、事務方が財政のそもそもを説明せんから一つも分かっとらん。一途気合で決めたという感じやった。でもこれだけ使ったら元利償還の割合これぐらいになるかと予測計算したら、それはぴったり合わんでもかまん。予測やから少々ずれてもかまん。今年度の、これ、事務方は有能やからできると思うけど、今年度予算執行したら、実質公債費比率が平成5年度決算で幾らになる見込みか、そして、将来負担率が幾らになる見込みかを今議会中に出してくれたら非常に分かりやすい。そしてたら日本のトップのレベルの財政運用の判断になる。メーターがしっかりしとったら、アクセル、ブレーキは的確に踏めますよ。メーターをそろえたらええんやと。

これは、総務省へ、私、そういう考え方は伝えてある、論文に書いて。総務省の事務次官とその話もしてきた。それはいいですけど、総務省がいつ言い出せるか、それはなかなか約束もできませんわと、そういう答えやったんですけど、将来負担率と実質公債費比率の試算値、これを出してくれたらありがたいというお願いです。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 御質問にお答えします。

健全化の4指標については、あくまでもやっぱり決算額を基に計算しております。うちだけでなく、構成します一部事務組合とかいろんなものが入っての計算になりますので、なかなかちょっと予算ベースでそれを出すというのが難しいように思います。いろいろと研究はしていきますので、また何か形でできるようなものがあればお示ししたいと思います。

○竹林昌秀議員 今年度の平成4年度決算に新年度予算分のを足してあげたら出るわな。だからぴったり正確じゃのうてええけど、ほぼ出せそうに思う。事務方が研究としてやってくれることを御期待申し上げます。

○萩岡総務課長 また研究しまして、何らか出るようでしたらお示しします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 去年の3月議会でも言ったんやけど、非常に申し上げにくいんやけど、2,800万円なしになった分がちっとずつでももってくる見込みが予算書の中に載

とつたらありがたいんやけどな。これ、総務課長に前回説明したら、それを載せるようにしますとそのときは言ってくれとつたんやけど、今年度に載ってないわな。どんな事情があるんか、言いにくいんやけど、うやむやにしたらいかんというか、この決着が、今、議場におる人たちの責任やと思うんですよね。

それと併せて言うとか。地域振興団体へ決算報告、実績報告が上がってないのに、活動助成金が渡されたのが3年分あるんかな。これは副町長が双方代理、あるいは利益相反の関係であって、実績報告が上がってないのにお金が出てるといふのが行政法上、補助金交付規則がうちの町にありますね。実績報告をもらったら出すと。事前に概算払いはあるんやけど、それに明らかに違反しとるんで、この状態で諸団体に活動助成金を運用する事務手続が的確に我々が指導できるんかどうか非常に難しい。町長の責任を問う、やめや言いよることはない。これは、町長、立派な業績を上げられて、ようけある中で、ちょっとうち職員不祥事が多いのは気になるけども、そないなことは言うつもりはないんやけど、行政の実務上の公正さを保つ仕組みとして、これ、事務方で研究していただいて、何かを納めないかん。総務常任委員会でもこれ協議してくださるようお願い申し上げておきます。これは答弁結構です。ちょっと忘れとつたら、我々は責任を果たしたことになる。行政執行上の公正さをいかに確保するか、制度運用をいかに的確にするか。去年、私はコンプライアンス、法令遵守と内部統制、監査委員の役割を質問し続けた。小難しい理屈を言い続けたけども、それはこういうトラブルの後でないと、そういう窮屈なことは改善できんからですね。今においてチャンスはないと申し上げておきます。よろしく、関係者の皆様、我々も幾分の責任を担う覚悟もあります。よろしくお願いします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第41 議案第32号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第41、議案第32号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第32号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

119ページをお開きください。

第1条第1項では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億4,130万円と定めるものであり、対前年度4,510万円の減、2.0%減となります。

第2項では、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ450万

円と定めるものであり、前年度と同額でございます。

第3項では、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,800万円と定めるものであり、対前年度1,170万円の減、14.7%減となります。

第4項は、事業勘定及び直営診療施設勘定歯科・内科の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるというものでございます。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。 (大西豊議員退席 午後3時45分)

それでは、事業勘定の歳入歳出予算について説明いたします。

127ページをお開きください。

歳入予算では、第1款国民健康保険税2億9,762万円、対前年度比8.9%減、第4款使用料及び手数料15万円、前年度と同額、第5款国庫支出金1,000円、前年度と同額、第6款県支出金17億4,379万8,000円、対前年度比1.0%減、第8款財産収入9万8,000円、対前年度比40.0%増、第10款繰入金1億9,362万4,000円、対前年度比1.0%減、第11款繰越金1,000円、前年度と同額、第12款諸収入600万8,000円、対前年度比0.1%減をそれぞれ見込んでおります。

128ページを御覧ください。

歳出予算では、第1款総務費1,318万9,000円、対前年度比9.1%増、第2款保険給付費17億74万9,000円、対前年度比0.2%減、第3款国民健康保険事業費納付金4億9,062万1,000円、対前年度比7.9%減、第4款共同事業拠出金1,000円、前年度と同額、第6款保健事業費2,202万7,000円、対前年度比2.1%減、第7款基金積立金9万8,000円、対前年度比40.0%増、第9款諸支出金1,411万5,000円、対前年度比5.8%増、第10款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。 (大西豊議員入室 午前3時47分)

続きまして、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算について説明いたします。

143ページをお開きください。

歳入予算では、第5款財産収入7,000円、前年度と同額、第6款繰入金449万3,000円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

144ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費432万3,000円、対前年度比1.1%増、第2款医業費70万円、対前年度比41.2%減、第4款基金積立金7,000円、前年度同額、第5款予備費10万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算について説明いたします。

153ページをお開きください。

歳入予算では、第1款診療収入3,373万円、対前年度比17.6%減、第2款使用料及び手数料32万8,000円、対前年度比3.5%減、第4款県支出金231万円、

対前年度比 52.8%減、第6款繰入金 3,158万5,000円、対前年度比 5.7%減、第8款諸収入 4万7,000円、対前年度比 123.8%増をそれぞれ見込んでおります。

154ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費 4,920万円、対前年度比 7.3%減、第2款医業費 1,850万円、対前年度比 29.8%減、第3款施設整備費 10万円、前年度と同額、第5款基金積立金、皆減、第6款予備費 20万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

158ページからは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第32号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第42 議案第33号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第42、議案第33号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第33号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

163ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億3,510万円と定めるものであり、対前年度 1,720万円の増、5.4%増となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算によるというものであります。

169ページをお開きください。

歳入予算では、第1款後期高齢者医療保険料 2億3,196万2,000円、対前年度比 5.6%増、第2款使用料及び手数料 2万円、前年度と同額、第4款繰入金 1億311万2,000円、対前年度比 4.9%増、第5款繰越金 1,000円、前年度と同額、第6款諸収入 5,000円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

１７０ページをお開きください。

歳出予算では、第１款総務費１０２万１，０００円、対前年度比４．９％増、第２款後期高齢者医療広域連合納付金３億３，３０４万９，０００円、対前年度比５．４％増、第３款諸支出金５３万円、前年度と同額、第４款予備費５０万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

以上、議案第３３号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第３３号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で４時１５分まで休憩といたします。

休憩 午後 ３時５４分

再開 午後 ４時１５分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第４３ 議案第３４号 令和５年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第４３、議案第３４号 令和５年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第３４号 令和５年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

１７５ページをお開きください。

第１条第１項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２７億３，４７０万円と定めるものであり、対前年度２，８００万円の減、１．０％減となります。

第２項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第１表、歳入歳出予算によるというものでございます。

第２条では、地方自治法第２２０条第２項のただし書の規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

それでは、１８１ページをお開きください。

歳入予算では、第１款保険料４億９，６２１万５，０００円、対前年度比０．１％増、第２款分担金及び負担金４７５万２，０００円、対前年度比０．４％減、第３款使用料及

び手数料2万円、前年度と同額、第4款国庫支出金6億6,531万円、対前年度比3.3%増、第5款支払基金交付金7億1,660万9,000円、対前年度比1.0%減、第6款県支出金4億197万7,000円、対前年度比1.0%減、第7款財産収入10万1,000円、対前年度比1.0%増、第9款繰入金4億4,911万1,000円、対前年度比8.2%減、第10款繰越金1,000円、前年度と同額、第12款諸収入60万4,000円、対前年度比1,730.3%増をそれぞれ見込んでおります。

182ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費5,460万3,000円、対前年度比7.0%増、第2款保険給付費26億1,710万9,000円、対前年度比1.0%減、地域支援事業費6,198万5,000円、対前年度比8.1%減、基金積立金10万1,000円、対前年度比1.0%増、第8款予備費25万円、前年度と同額、第9款諸支出金65万2,000円、対前年度比18.7%減をそれぞれ計上いたしております。

なお、197、198ページには給与費明細書を、199ページには債務負担行為に関する調書をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第34号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第44 議案第35号 令和5年度まんのう町下水道特別会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第44、議案第35号 令和5年度まんのう町下水道特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第35号 令和5年度まんのう町下水道特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

203ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億900万円と定めるものであり、対前年度2,140万円の増、11.4%増となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法について

定めております。なお、２０７ページの第２表、地方債で詳しく記載しております。

第３条では、一時借入金の借入限度額を２，０００万円と定めるものでございます。

２１１ページをお開きください。

歳入予算では、第１款分担金及び負担金５０万円、前年度と同額、第２款使用料及び手数料５，０００万１，０００円、対前年度比３．９％減、第６款繰入金１億６３９万８，０００円、対前年度比１３．６％増、第７款繰越金１，０００円、前年度と同額、第９款町債５，２１０万円、対前年度比２５．８％増をそれぞれ見込んでおります。

２１２ページをお開きください。

歳出予算では、第１款総務費６，２５２万８，０００円、対前年度比３０．３％増、第２款施設費３，３３２万６，０００円、対前年度比７３．８％増、第３款公債費１億１，２６４万６，０００円、対前年度比６．１％減、第５款予備費５０万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

なお、２１６、２１７ページには給与費明細書を、２１８ページには債務負担行為に関する調書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

２１９ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。令和５年度末においては６億７，７３４万５，０００円としており、前年度末に比べ５，１５５万４，０００円減少となる見込みでございます。

以上、議案第３５号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第３５号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第４５ 議案第３６号 令和５年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第４５、議案第３６号 令和５年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第３６号 令和５年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

２２３ページをお開きください。

第１条第１項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３，０００万円と定めるも

のであり、対前年度４０万円の減、１．３％減となります。

第２項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第１表、歳入歳出予算によるというものであります。

第２条では、一時借入金の借入限度額を３００万円と定めるものであります。

２２９ページをお開きください。

歳入予算では、第１款分担金及び負担金３０万円、前年度と同額、第２款使用料及び手数料６０１万円、前年度と同額、第４款繰入金２，３６８万８，０００円、対前年度比１．７％減、第５款繰越金１，０００円、前年度と同額、第６款諸収入１，０００円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

２３０ページをお開きください。

歳出予算では、第１款施設費１，１６２万７，０００円、対前年度比２．９％増、第２款公債費１，８２７万３，０００円、対前年度比３．８％減、第３款予備費１０万円、前年度と同額をそれぞれ計上しております。

なお、２３３ページには債務負担行為に関する調書を、２３４ページには地方債の現在高の見込みに関する調書をつけております。

令和５年度末においては５，３９２万円としており、前年度末に比べ１，６７９万４，０００円減少となる見込みでございます。

以上、議案第３６号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第３６号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第４６ 議案第３７号 令和５年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第４６、議案第３７号 令和５年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第３７号 令和５年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

２３７ページをお開きください。

第１条第１項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３，５００万円と定めるも

のであり、対前年度５２０万円の減、１３．０％減となります。

第２項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第１表、歳入歳出予算によるというものであります。

第２条では、一時借入金の借入限度額を７００万円と定めるものであります。

２４３ページをお開きください。

歳入予算では、第２款使用料及び手数料１５９万円、対前年度比４１．０％減、第５款繰入金３，３４１万円、対前年度比１１．０％減をそれぞれ見込んでおります。

２４４ページをお開きください。

歳出予算では、第１款総務費９７７万円、対前年度比１５．０％減、第２款施設費４８１万８，０００円、対前年度比４２．０％減、第３款公債費１，９９１万２，０００円、前年度と同額、第４款予備費５０万円、前年度と同額をそれぞれ計上しております。

２４７、２４８ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

２４９ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。令和５年度末においては１億４，１３０万９，０００円としており、前年度末に比べて１，７０６万６，０００円減少となる見込みでございます。

以上、議案第３７号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第３７号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第４７ 議案第３８号 まんのう町農業委員会委員の任命について

○白川正樹議長 日程第４７、議案第３８号 まんのう町農業委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第３８号 まんのう町農業委員会委員の任命について、その提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第９条及びまんのう町農業委員会委員の選任に関する要綱に基づき、令和５年１月４日から２月３日まで委員候補者補充１名の推薦・公募を行いました結果、関係自治会より１名の推薦がありました。

委員の選定に関する透明性を高めるため、委員候補者評価委員会を行い、候補者についての評価が私に報告されました。私は議案書に記載された任命予定者を農業委員として適任であると考えており、任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任命予定者氏名を敬称省略して読み上げさせていただきます。

秦守。

以上でございます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認め、委員会付託及び討論を省略し、採決することに決定しました。

それでは、これより議案第38号、まんのう町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第48 議案第39号 まんのう町教育委員会委員の任命について

○白川正樹議長 日程第48、議案第39号 まんのう町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第39号 まんのう町教育委員会委員の任命について、その提案理由を申し上げます。

まんのう町教育委員であります貞廣美津子氏が、令和5年5月12日をもって任期が満了することから、大庭康博氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、まんのう町吉野下1412番地。

氏名、大庭康博。

生年月日、昭和36年1月12日。

なお、教育委員の任期は、同法第５条第１項の規定により、令和９年５月１２日までの４年間となります。

御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認め、委員会付託及び討論を省略し、採決することに決定しました。

それでは、これより議案第３９号 まんのう町教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第４９ 発委第１号 まんのう町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○白川正樹議長 日程第４９、発委第１号 まんのう町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議員 ただいま上程されました、発委第１号 まんのう町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

令和３年５月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の３本の法律が「個人情報の保護に関する法律」に統合されました。この統合により、国の行政機関、地方公共団体の機関等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定されることとなりました。

地方公共団体の執行機関は、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定が直接適用されることとなります。しかしながら、議会は改正後の「個人情報の保護に関する法律」第２条第１１項第２号に規定する執行機関の適用外となることから、議会が保有する個人

情報、例えば傍聴受付簿や議員の経歴など、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めた条例を今年度中に独自に制定する必要があるため、議会運営委員会で協議し、提案するものです。

本条例（案）の策定に当たっては、改正法の趣旨を踏まえるとともに、全国町村議会議長会が作成した条例（案）を基にしており、条例中に規定する罰則の項目については、所掌する高松地方検察庁と別添のとおり事前協議を終えておりますので、申し添えておきます。

それでは、条例（案）について説明させていただきますが、本条例は条項数が非常に多いため、概要説明にとどめ、逐条解説は省略させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、第１章の総則は３条立てとし、本条例の目的、用語の定義、議会の責務を規定しております。

次に、第２章の個人情報等の取扱いは１３条立てとし、個人情報を適切に取り扱うため、個人情報における保有の制限、取得時の利用目的の明示等について規定しております。

次に、第３章の個人情報ファイルは１条立ての個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定しております。

次に、第４章の開示、訂正及び利用停止は４節構成の２９条立てとし、個人情報の開示、訂正及び利用の停止の権利、手続及び審査請求に関することを規定しております。

次に、第５章の雑則は６条立てとし、分類など未整理の保有個人情報に関する適用除外や苦情処理等について規定しております。

次に、第６章の罰則は５条立てとし、個人情報を盗用した場合等の罰則に関することを規定しております。

また、附則では、本条例の施行日を令和５年４月１日としております。

内容の詳細につきましては、配付させていただいております本条例（案）のとおりであります。

なお、本条例の施行に関して、実務上、事務取り扱い等の事項を規程で定める必要があることから、全国町村議会議長会の規程（案）を基に作成した施行規程（案）をタブレットに入れておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上、御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。以上です。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発委第１号は、会議規則第３９条第２項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第1号 まんのう町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第50 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○白川正樹議長 日程第50、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、まんのう町中通、氏名、黒川永二郎氏です。

人権擁護委員は人権擁護委員法を根拠とし、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。まんのう町におきましては、現在、8名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されておるところでございます。

また、人権擁護委員の任期は3年でありまして、琴南地区の黒川永二郎氏が令和5年6月30日をもって任期満了となりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、引き続き、人権擁護委員として推薦するものであります。

同氏は地域において積極的に様々な活動に参加し、地域社会で信頼されています。人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えていることから、適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認め、委員会付託及び討論を省略し、採決することに決

定しました。

それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任として答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

日程第51 選挙第1号 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の補欠選挙について

○白川正樹議長 日程第51、選挙第1号 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の補欠選挙を行います。

この選挙は、まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会、佐文地区選出の尾寄石根議員の辞職に伴い、組合規約第5条第3項の規定により、本町議会において補欠選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員に、まんのう町佐文、青野吉治君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました青野吉治君をまんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました青野吉治君がまんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山

林組合議会議員に当選されました。

なお、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知は、後刻、文書により本人宛てに行うことといたします。

以上で、まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の補欠選挙を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、3月7日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後4時51分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 3 月 6 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員